

第3章 農業の持続的発展に向けて

1 人と農地の問題を解決する取組

(1) 「人・農地プラン」の作成状況

農業者の高齢化・耕作放棄地の拡大が進む中、平成24年度から、市町村内の集落・地域において「人と農地の問題」を解決するために関係者の徹底した話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体や、そこへの農地集積、地域農業のあり方等を明確にして、いわば未来の設計図とする「人・農地プラン」（以下「プラン」という。）の作成を推進しています。

27年3月末現在、管内においてプランの作成に至っている市町村数は224、作成済み地域数は2,364（作成予定の地域2,858の82.7%）、うち、既に見直し（更新）を行ったのは1,548地域となっています（表3-1）。

一方、プランの作成を予定しながら未作成の地域が、まだ、17.3%あり、また、農地中間管理機構（以下「機構」という。）の活用方針が明らかになっている地域数は913地域にとどまっています。

機構が十分に機能し、担い手への農地利用の集積という成果を上げていくためにも、プランに係る話し合いの中で、地域として担い手像の合意形成をしておくことは極めて重要であり、今後ともその作成と定期的見直しを継続的に推進していきます。

**表3-1 人・農地プランの進捗状況
(平成27年3月末現在)**

県名	市町村数	プラン作成 市町村数 (注)	プラン作成地域数		
				更新を行った 地域数	農地中間管理機構の活用方針が 明らかになっている地域数
福岡県	60	52	342	195	93
佐賀県	20	20	133	111	90
長崎県	21	21	196	180	103
熊本県	45	45	489	398	171
大分県	18	17	399	81	189
宮崎県	26	26	330	215	136
鹿児島県	43	43	475	368	131
九州計	233	224	2,364	1,548	913
全国	1,741	1,532	12,860	8,853	7,182

資料：農林水産省調べ

注：当該市町村の地域の中に、既に入・農地プランが作成されたところがある市町村の数である。

(2) 新規就農者の育成確保

(新規就農者の支援)

25年における九州の新規就農者数は1,534人と、昨年に引き続き1,500人台を維持しています。このうち、新規学卒者は減少傾向にあるものの、新規参加者は増加傾向で推移しています（図3-1）。

農林水産省では、持続可能な力強い農業を実現するためには、約90万人の基

幹的農業従事者が必要となることから、毎年2万人の青年新規就農者を確保することを目標に、24年度から青年就農給付金事業を実施し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図っています。

本事業による九州管内の25年度実績は、就農希望者を対象とした準備型が402人（全国2,195人）、

独立・自営就農後5年間を上限に支援する経営開始型が2,122人（同7,890人）となっています。なお、25年度実施した「青年就農給付金に関するアンケート調査」によれば、約8割の市町村が新規就農者の確保に本事業が役立ったと回答しており、新規就農者の確保・定着に対して一定の事業の効果があったものと考えられます(図3-2)。

図3-1 新規就農者の推移(九州)

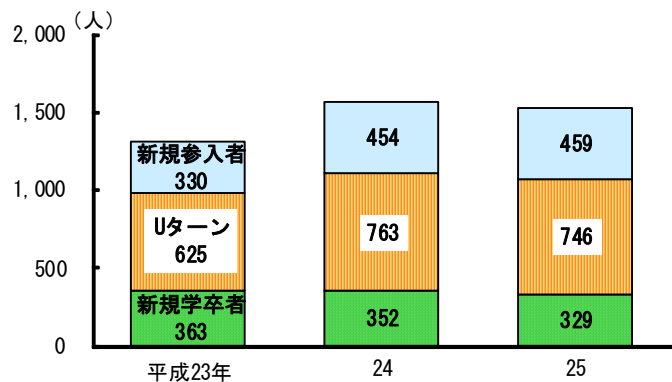
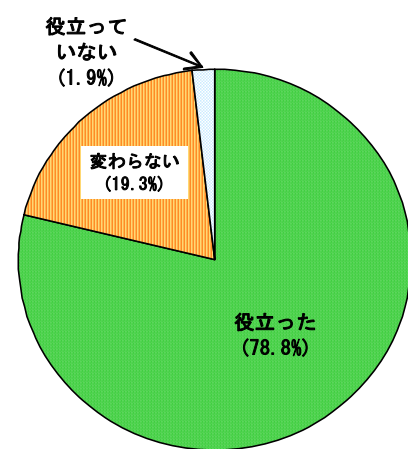


図3-2 青年就農給付金に関するアンケート調査(市町村回答)



資料：農林水産省

【ゆす村農園有限会社 取締役 東 愛理さん（鹿児島県日置市）】

○経営概要：アボカド、マンゴー、ライチ等トロピカルフルーツ
及び同苗木生産

東さんは短大で商経学科を専攻する中、「鹿児島の経済には農業が重要」と思い至り、農業大学校とのダブルスクールで、技術と知識を学びました。当時はマンゴーブームで賑わい、また、農業大学校で熱帯果樹の先生に出会ったことで、やはり南国鹿児島から全国に発信するなら、「トロピカルフルーツの風を鹿児島から」との思いで熱帯果樹生産での就農を決意されました。

元々農業経験はない中、在学中にゆす村農園を設立し、祖父母の家の庭にハウスを手作りで設置し、開園準備と栽培実習を開始されました。

現在、7品目、約80品種以上のトロピカルフルーツの苗木を生産販売す



東 愛理さん

るとともに、薩摩半島南部の指宿市に農地を整備し、果実の自社生産に向け規模拡大に取り組まれています。

当初は栽培技術が未熟で、施設を少しずつ整えながらの生産管理に追われ、品目の選定、販路確保、病虫害対策等の課題にも直面されましたが露地栽培も可能なアボカドを取り入れたことにより、さらに可能性が広がったとのことです。



新たに取り組んでいるアボカド

たとのことです。

農業大学校の恩師や加入した日本熱帯果樹協会からのアドバイスを受けたり、現地視察や情報交換等、まさに試行錯誤を繰り返しながら、ノウハウを蓄積されている状況です。

就農を決意、実践し、さらには継続する中で、植物に触れられる幸せを楽しみと感じ、「継続することで何とかなる」と前向きな考えを持ち続け、「鹿児島県産トロピカルフルーツを全国へ発信！」していこうとされてます。

（青年農業者の育成）

九州農政局では、九州・沖縄各県の青年農業者代表が会し、経営発展と農業青年クラブの活動強化及び地域農業の発展に資することを目的に、農政局職員との意見交換（「九州農政局長と語る会」）と農業技術や経営感覚について学ぶ人材育成セミナーを、九州各県から約30人の青年農業者及び各県担当者の参加を得て開催しました。



「九州農政局長と語る会」及び「人材育成セミナー」の様子

語る会では、「将来の農業を支える担い手の育成について」をテーマとして九州農政局長ほか多数の職員も参加し、意見交換を行いました。具体的には、農地中間管理機構や耕作放棄地対策といった人と農地の問題、労働力支援ヘルパー制度や価格安定対策への提案、新規参入時の課題等多岐にわたり活発な意

見が交換されました。

人材育成セミナーでは、「法人化や雇用による経営力向上に向けた取組について」をテーマに、^{やましたひろゆき}㈱農テラス山下弘幸氏の「農業法人化による経営力向上への取組」と、^{なみかわきょうこ}熊本労働局並川恭子氏の「労務管理について」の講演を聴講しました。法人化のメリットや労務管理上の課題のほか、新商品開発時の価格設定やマーケティングリサーチ等の販売戦略について、また、先進的な農家を目指すため異業種との交流拡大等について、受講生と講師との間で積極的な質疑が行われました。

（３）認定農業者の現状

（26年３月末現在で４万8,427経営体が認定）

九州における26年３月末現在の認定農業者数[※]は、226市町村において４万8,427経営体で、全国23万1,101経営体の21％を占めています。また、このうち法人経営は3,583経営体となり、九州管内の認定農業者数の７％を占めています。

表３－２ 認定農業者数（平成26年３月末現在）

単位：経営体

県名	基本構想 策定市町村数	認 定 市町村数	認定農業者数	うち法人	うち共同申請
福岡県	57	56	5,923	423	318
佐賀県	20	20	4,353	153	248
長崎県	21	21	5,964	246	352
熊本県	45	45	10,983	610	1,239
大分県	17	17	4,251	545	222
宮崎県	26	26	8,409	651	429
鹿児島県	43	41	8,544	955	357
九州計	229	226	48,427	3,583	3,165
全 国	1,661	1,627	231,101	17,840	10,995

資料：農林水産省調べ

県別でみると熊本県が１万983経営体（全国３位）、鹿児島県が8,544経営体（同６位）、宮崎県が8,409経営体（同７位）と全国の上位となっています（表３－２）。

九州農政局では、27年産以降の経営所得安定対策（畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策）の交付対象者が認定農業者等の担い手に限定されたことから、担い手の方に幅広く加入していただくため、各種会議、説明会等において関係者に周知しています。

（４）農業経営の法人化等

法人による農業経営は、経営管理能力の高度化や安定的な雇用の確保、円滑

※ 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者（認定農業者）と特定農業法人で認定農業者とみなされる法人の合計をいう。

な経営継承、雇用による就農機会の拡大等の面でメリットがあります。そうした中、集落営農組織、農業生産法人、農業生産法人以外の法人（以下「一般法人」という。）による取組が進展しています。

ア 集落営農の法人化の取組

（27年2月1日現在で434組織が法人化）

集落営農は、地域の農業、農村を維持、発展させる機能を持つ組織経営体ですが、将来にわたって安定的に運営できるようにする視点からは、一定の期間経過後、任意組織から法人格を持つ組織としていくことが重要です。

九州における27年2月1日現在の集落営農[※]組織は、2,568組織となっており、そのうち法人は434組織（全体の17%）、農業経営を営む法人となる計画を策定している集落営農組織は1,242組織（同48%）となっています。しかしながら、全国に占める九州の集落営農の割合は17%を占めていますが、法人化した集落営農は12%となっています。

表3-3 集落営農数(平成27年2月1日現在)

単位:集落営農

県名	集落営農数	うち法人	うち法人化計画を策定
福岡県	618	157	313
佐賀県	605	11	479
長崎県	115	9	72
熊本県	407	24	264
大分県	549	187	94
宮崎県	128	23	1
鹿児島県	146	23	19
九州計	2,568	434	1,242
全国計	14,852	3,622	4,697

資料：農林水産省「集落営農実態調査」
（平成27年2月1日現在）（概数）

県別でみると福岡県、佐賀県、大分県、熊本県の4県で九州の集落営農の85%を占めており、法人化については、大分県、福岡県が多く、2県で79%を占めています（表3-3）。

法人化した集落営農組織からの聞き取りでは、経営の安定化と後継者確保、農業機械の効率的な利用・生産コストの低減や複数の集落営農組織の統合、都市と農村の交流による地域の活性化等の目的を持って法人化していることがうかがえます。また、法人化を進める際には、リーダーがいること、活発な話し合いの場があること等が重要なポイントであると考えられています。

九州農政局では、県や市町村、関係機関に対し集落営農に係る政策情報の提供等により、集落営農の組織化・法人化を推進しています。

イ 農業生産法人の動向

九州における農業生産法人の数は、2,481法人（26年1月1日現在）で、前年と比べて136法人増加しています（表3-4）。

※ 集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいう。

県別にみると、鹿児島県の694法人が最も多く、続いて熊本県の450法人、大分県の379法人となっています。

組織形態別では、株式会社が743法人（30%）、特例有限会社が1,152法人（46%）、農事組合法人が544法人（22%）となっており、会社法人形態によるものが全体の4分の3を占めています。

表3-4 農業生産法人数（平成26年1月1日現在）

単位：法人

		計	株式会社	特例有限会社	農事組合法人	その他
九州	福岡県	315	73	99	140	3
	佐賀県	99	32	53	14	-
	長崎県	174	55	91	26	2
	熊本県	450	148	209	76	17
	大分県	379	85	117	173	4
	宮崎県	370	151	177	33	9
	鹿児島県	694	199	406	82	7
	計	2,481	743	1,152	544	42
	構成比	100%	30%	46%	22%	2%
	(参考) 25年	2,345	640	1,160	512	33
(参考) 全 国	26年	14,333	3,679	6,491	3,884	279
	25年	13,561	3,169	6,531	3,616	245

資料：農林水産省調べ

注：特例有限会社とは、平成18年5月の会社法施行に伴い、既存の有限会社が移行したもの。

ウ 一般法人の農業参入の動向

多様な主体による農業参入を促進していく観点から、21年12月に改正農地法が施行され、一般法人についても、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも農地の貸借による農業への参入が可能となりました。

表3-5 一般法人の農業参入の状況

単位：法人、ha

県 名	法改正前 参入数① (H15.4～ H21.12)	法改正後 参入数② (H21.12～ H26.12)	借入 面積	組織形態別			業種別						
				株式 会社	特定有 限会社	NPO 等	食品関 連産業	農・畜 産業	建設	製造	その他 卸売・ 小売業	NPO 法人	その他
福 岡 県	3	26	27	18	4	4	12	3	2	-	1	-	8
佐 賀 県	-	14	12	9	-	5	-	6	1	-	-	4	3
長 崎 県	4	11	10	7	1	3	2	-	1	-	-	3	5
熊 本 県	4	74	173	46	10	18	15	24	7	3	5	6	14
大 分 県	6	19	41	11	5	3	2	7	4	1	1	1	3
宮 崎 県	-	17	12	13	2	2	2	7	1	-	-	-	7
鹿児島県	29	35	40	23	5	7	6	5	13	-	-	2	9
九 州 計	46	196	315	127	27	42	39	52	29	4	7	16	49
1年当たり 平均参入数	8	39	増加率(②/①) 488%										

資料：九州農政局調べ

注1：参入法人数は、解除条件付き（農地法第3条第3項）により農地を借り入れた一般法人を集計したもので、農業生産法人として参入した法人は含まない。

2：業種別欄の「農・畜産業」は、企業が農業又は畜産業に特化した子会社を設立したものをいう。また「その他」は、医療、福祉、教育、サービス業等を行う法人をカウントする。

九州では、26年12月末現在で196の一般法人が計315haの農地を借受け、農業経営を行っています。改正農地法の施行後1年当たりの平均参入数は39法人で、法改正前と比較すると約5倍のペースで農業参入が進んでおり、改正農地法の効果が着実に現れています（表3-5）。

また、参入に当たっては、食品関連業者や建設業者等が自ら農業経営を行うだけでなく、大手企業が農業専門の子会社を設立したり、製造業者等が農業者と連携し新たな法人を設立して参入するなど、多様な参入形態がみられるようになりました。

【一般法人の参入事例（宮崎県門川町）】

機械製造業者と産業用ガス製造業者、農業者が連携して設立した、(株)ひむか野菜光房は、門川町でリーフレタスを生産しています。生産は全て環境制御システムで自動管理され、特に養液は成長速度に合わせて調整することで排水を出さないなど環境面にも配慮しています。また、使用する井戸水を養液のほか施設の温度管理ツールとして活用し、コスト削減を図っています。

ひむか野菜光房の取組は、地域性を活かして生産を行う低コストビジネスモデルとして注目されています。



ハウス内の様子

（５）農村女性の活動の促進に向けた取組

（農山漁村男女共同参画の推進）

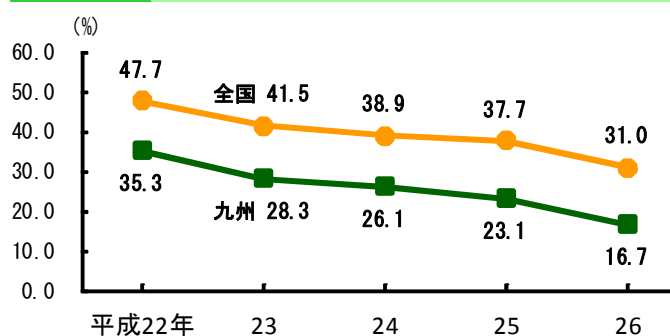
政府が策定した第３次男女共同参画基本計画^{※１}において、農業分野では「農業委員会及び農業協同組合における女性が登用されていない組織をなくすこと」が成果目標の一つに掲げられています。

九州農政局においても、農業委員やJA役員への女性の積極的な登用を推進しており、26年に女性が登用されて

図３－３ 女性役員のいない農業委員会割合の推移

いない農業委員会数は、234委員会のうち39委員会16.7%と、全国の31.0%を大きく上回っています（図３－３）。

また、農業委員への女性の登用率を見ても8.5%と、全国の7.2%を上回る登用率^{※２}となっています。



資料：25年までは農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査結果」。26年は就農・女性課調べ速報値。

※１ 平成22年12月に閣議決定。詳細は内閣府男女共同参画局ホームページ参照。

→http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html

※２ 特集編P73 図３－６参照。

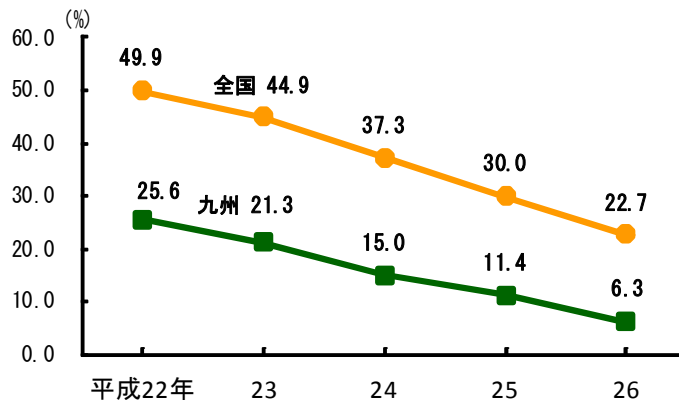
一方、女性が役員に登用されていないJAは、79組合のうち5組合6.3%と、全国の22.7%に比べ、女性の参画が進んでいます（図3-4）。

なお、九州農政局では毎年、男女共同参画の推進を目的としたセミナーを開催しています。12月10日熊本市において「女性のチャレンジで、力強い農山漁村を創造～受け継ごう、知恵と技術！発信しよう、新しいアイデア！～」をテーマに開催し、女性農業者等250人近い参加がありました。



26年度セミナーの様子

図3-4 女性役員がいない農協割合の推移



資料：全国農業協同組合中央会調べ

参加者のうち女性農林漁業関係者へのアンケートの結果からは、「食べ物を生産するという人間の命に関われる。」や「チャレンジの可能性が大きい。」、「自分のペース裁量でできる。」といった理由で農林漁業に魅力を感じていることを示す回答が多く寄せられました。

【男女共同参画：「細く長く、根気よく」

豊前川底柿グループ会長 西ノ明光子さん（福岡県豊前市）

○主な加工品：ゆずごしょう、ゆずペースト、いちごジャム等

豊前川底柿グループは、豊前市の谷間に開ける合河地区の女性たち約30人で、昭和56年に発足し、西ノ明さんは設立当初からのメンバーとして活動されています。このグループは、地元特産の「川底柿」の放任園が増えたことを憂い、干し柿や渋抜きといった加工品づくりに取り組むことで、再び川底柿のおいしさを味わって欲しいとの思いから取組をスタートされました。



西ノ明光子会長

その後、品質統一や衛生管理等の加工技術を磨くとともに、平成元年、水田農業確立対策事業により加工場を新設されました。これを機に柿以外

にゆずやいちご、いちじく等地元の農産物を原料とした商品開発や、味噌、梅干し等の漬物類も加工場で製造できる体制を整えられました。このことは、グループで味や品質を統一し、きちんとした衛生管理を行う観点から、非常に重要であり、メンバーの出資を募ったり資金借入を行う際にも、グループ全員の合意で進めることができた要因となりました。



加工品

商品開発の根底には地域貢献（地元産農産物の消費拡大）があります。市の振興品目であるゆずを使い、ゆず餡で作ったかるかんを開発されたところ、各種イベント等でも好評を得、グループ名の認知度も上がり、ゆずごしょう等更なるゆず加工品の開発にもつながったとのことでした。

現在では約20種類の品揃えでサポーターも多く、道の駅「豊前おこしかけ」のほか、関東方面の外食店や、さらにはフランスのレストラン等にも出荷しています。



グループメンバーと加工場前で

近年の売上げは堅調で、地域への貢献も多大です。グループ結成後30年以上もの間、第一線で活躍する秘訣は「細く長く、根気よく」（本人談）とのことですが、お話を伺う中にも、味を頑なに守るといった芯の強さが垣間見えました。

（６）農地の流動化と面的集積の推進

農林水産省では、「人・農地プラン」の作成推進と併せて、26年度から新たに農地中間管理事業を開始しました。また、担い手に対してまとまった形で農地の貸付けを行った地域や農地の出し手に対する支援として、農地の出し手を対象とした機構集積協力金のほか、各種の条件整備のための事業を措置しており、こうした施策の活用により、担い手への農地の集積・集約化が加速的に進むことが期待されます。

ア 農地の権利移動面積の推移

25年の耕作を目的とした農地の権利移動面積（自作地有償所有権移転面積と農地法による賃借権設定及び基盤強化法※による利用権設定の合計）は2万3,696haで、前年に比べ1,363ha増加しました（表3－6）。

※ 「農業経営基盤強化促進法」（最終改正年月日：平成26年4月1日法律第102号）

このうち、基盤強化法による利用権設定は、2万946haと全体の約9割を占め、前年に比べ1,320haの増加となっています。

表3-6 耕作目的の農地の権利移動面積の推移（九州）

単位：ha

	21	22	23	24	25	前年からの増減 (25年－24年)
総 数	19,930	20,733	22,512	22,333	23,696	1,363
うち農地法	1,766	1,777	1,859	1,817	1,770	▲ 47
所有権移転 ①	1,417	1,307	1,210	1,256	1,310	54
賃借権設定 ②	350	470	649	561	460	▲ 101
うち基盤強化法	18,164	18,956	20,653	20,516	21,926	1,410
所有権移転 ③	880	776	806	890	980	90
利用権設定 ④	17,284	18,180	19,847	19,626	20,946	1,320
(利用権等設定総数) ②+④	17,634	18,650	20,496	20,187	21,406	1,219

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（平成21年まで）、「農地の権利移動・借賃等調査」（平成22年以降）

注1：所有権移転は、自作地有償所有権移転である。

注2：利用権設定は、基盤強化法による賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託の合計である。

イ 農地中間管理事業^{※1}の実施状況

農地中間管理事業は、各県に設置された農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農地の出し手から農地を借り受け、必要に応じて基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、機構から担い手に対して貸し付けるものです。

九州の農地中間管理事業の実施状況は、26年4月までに各県に機構が設置され、27年3月末までに機構が農地の出し手から借り入れを行い、それらを借受希望者に貸し付けたものは1,430件、1,842haとなっています。

（7）農地整備を契機とした担い手への農地利用集積

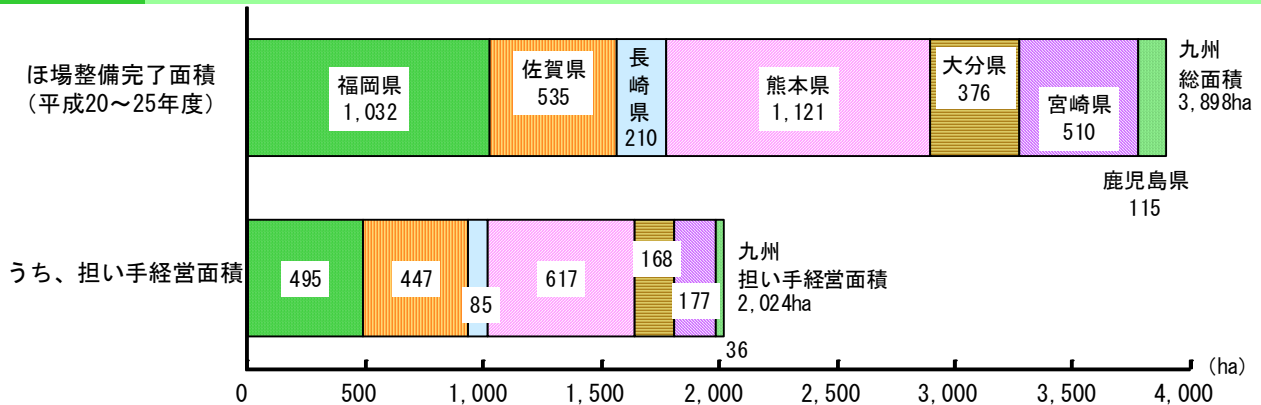
農林水産省では、5年度より「担い手育成基盤整備事業^{※2}」を創設し、農地の利用集積、担い手の育成を図ることを目的とした、ほ場の整備を進めています。

九州では20～25年度の6年間で約4千haのほ場整備が完了し、うち担い手経営面積は、約2千haとなっています（図3-5）。

※1 トピックス編P9「4 農地中間管理事業の取組状況」を参照。

※2 平成24年度からは、農業競争力強化基盤整備事業（経営体育成型）。一部は22年度からの「農山漁村地域整備交付金」でも実施。

図 3-5 最近年の各県ごとのほ場整備完了面積と担い手の経営面積（過去 6 か年合計）



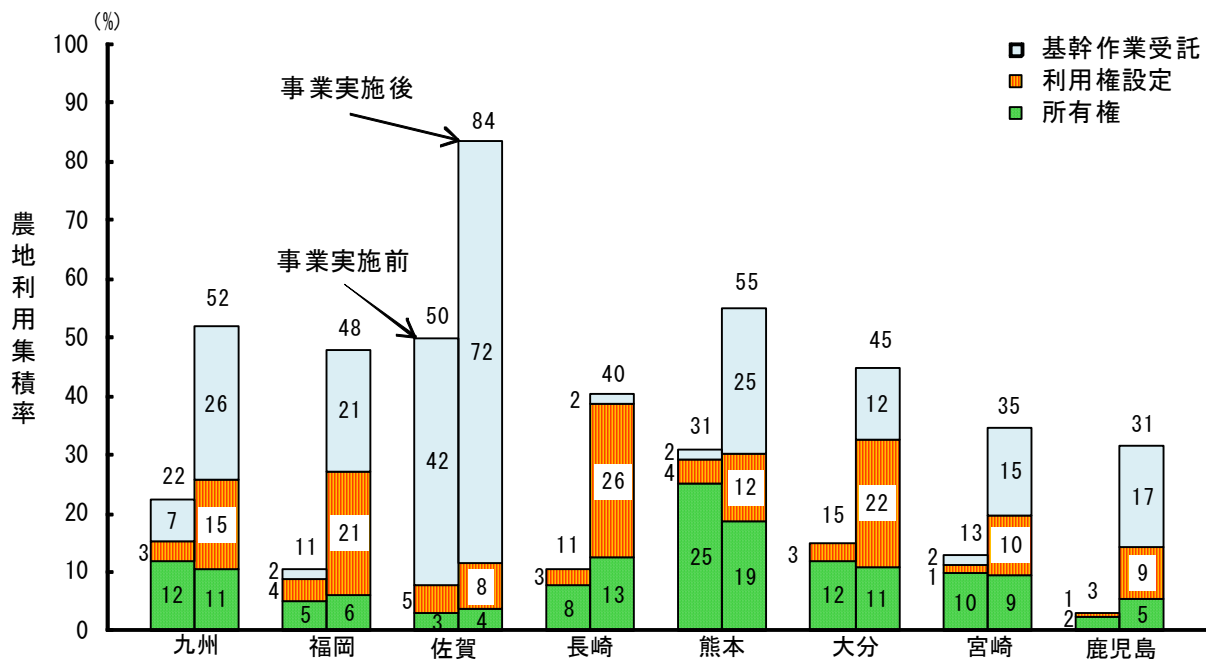
資料：九州農政局整備部農地整備課調べ

注：調査対象地区は、平成20～25年度にほ場整備を完了した地区。

数値は四捨五入により、計と内訳は一致しない。

各整備地区では、担い手への農地集積率が事業実施前より22～37%増加しています。なお、事業実施後の農地集積率は、佐賀県、熊本県、福岡県の順で高くなっており、その農地集積手法は、利用権設定及び基幹作業受託が主体となっています（図 3-6）。

図 3-6 ほ場整備を契機とした担い手への農地の利用集積



資料：九州農政局整備部農地整備課調べ

注 1：調査対象地区は、平成20～25年度にほ場整備を完了した地区。

2：ほ場整備実施前の農地利用集積率

＝ほ場整備実施前年度の農地利用集積面積の合計÷ほ場整備実施前年度の受益面積の合計

3：ほ場整備完了時の農地利用集積率

＝ほ場整備完了年度の農地利用集積面積の合計÷ほ場整備完了年度の受益面積の合計

4：数値は四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

2 経営所得安定対策等の取組

米、麦、大豆等の土地利用型農業の経営安定を図ることを目的とした経営所得安定対策と水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ることを目的とした水田活用の直接支払交付金の2つの対策が実施されています。

平成26年度における加入申請件数は、九州管内で17万4,177件となり、前年度（前年度の数値は支払実績。以下同じ）と比べて3,528件減少しています（表3-7）。これは、担い手への農地集積が進んだことや高齢化による離農が進んでいること等が考えられます。

（1）経営形態別加入申請状況

経営形態別の加入申請状況は、個人17万1,472件、集落営農1,412件とそれぞれ前年度と比べてわずかに減少していますが、法人は、集落営農から移行した組織があること等から前年度と比べて101件増加の1,293件でした。

表3-7 経営形態別加入申請状況

単位：件、戸

		申 件 数	経営形態別申請件数			
			個人	法人	集落営農	(構成戸数)
平成26年度	全国	1,041,881	1,025,040	9,612	7,229	215,343
	九州	174,177	171,472	1,293	1,412	50,976
	(対全国比)	16.7%	16.7%	13.5%	19.5%	23.7%
平成25年度	全国	1,072,123	1,055,741	9,088	7,294	223,355
	九州	177,705	175,077	1,192	1,436	51,562
	(対全国比)	16.6%	16.6%	13.1%	19.7%	23.1%
増減	全国	▲ 30,242	▲ 30,701	524	▲ 65	▲ 8,012
	九州	▲ 3,528	▲ 3,605	101	▲ 24	▲ 586

資料：農林水産省「平成26年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成26年9月26日公表）、「平成25年度の経営所得安定対策の支払実績について」（平成26年6月27日公表）

注：平成25年度の数値は、支払実績。

（2）交付金別加入申請状況

表3-8 交付金別加入申請状況

単位：件

		申 件 数	交付金別申請状況				
			畑作物の直接 支払交付金 (ゲタ対策)	米・畑作物の 収入減少影響 緩和対策 (ナラシ対策)	水田活用の直 接支払交付金	米の直接支払 交付金	収入減少影響 緩和対策移行 円滑化対策
平成26年度	全国	1,041,881	78,945	70,573	540,548	901,823	813,236
	九州	174,177	8,493	6,021	104,119	137,051	131,180
	(対全国比)	16.7%	10.8%	8.5%	19.3%	15.2%	16.1%
平成25年度	全国	1,072,123	74,834	67,073	504,249	942,942	—
	九州	177,705	8,166	5,144	101,397	142,458	—
	(対全国比)	16.6%	10.9%	7.7%	20.1%	15.1%	—
増減	全国	▲ 30,242	4,111	3,500	36,299	▲ 41,119	—
	九州	▲ 3,528	327	877	2,722	▲ 5,407	—

資料：表3-7と同じ。

ア 経営所得安定対策のうち、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差から生じる不利がある麦・大豆等について、標準的な生産費と標準的な販売価格との差に相当する額を交付する「畑作物の直接

支払交付金」（ゲタ対策）の加入申請件数については、前年度に比べて327件増加し、8,493件となりました。

イ 経営所得安定対策のうち、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米価が下落した際などに収入を補填する保険的な制度である「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」（ナラシ対策）の加入申請件数については、別途措置していた米価変動補填交付金が26年産から廃止されたことから、前年度に比べて877件増加し、6,021件となりました。

ウ 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対し交付金を交付する「水田活用の直接支払交付金」の加入申請件数については、主食用米から他の作物（大豆、飼料作物、新規需要米等）への転換等により、前年度に比べて2,722件増加し、10万4,119件となりました。

エ その他の交付金

米の直接支払交付金の加入申請件数については、前年度に比べて5,407件減少し、13万7,051件となりました。また、収入減少影響緩和対策移行円滑化対策の加入申請件数については、13万1,180件となりました。

（３）対象作物別の作付計画面積

表３-９ 主食用米及び戦略作物の作付計画面積

単位: ha

		主食用米 (10 a 控除前)	戦略作物						
			麦	大豆	飼料作物 (除WCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米
平成 26 年度	全国	1,102,589	167,338	106,688	104,581	31,157	3,406	33,726	48,572
	九州	132,690	53,153	20,479	38,027	17,921	366	4,010	3,566
	(対全国比)	12.0%	31.8%	19.2%	36.4%	57.5%	10.7%	11.9%	7.3%
平成 25 年度	全国	1,135,609	165,295	103,327	102,514	26,353	3,915	21,754	37,341
	九州	136,051	52,320	19,113	36,286	14,825	303	3,089	1,769
	(対全国比)	12.0%	31.7%	18.5%	35.4%	56.3%	7.7%	14.2%	4.7%
増減	全国	▲ 33,020	2,043	3,362	2,068	4,803	▲ 509	11,972	11,232
	九州	▲ 3,360	833	1,366	1,741	3,096	63	921	1,796

資料：表３-７と同じ。

ア 主食用米

米の直接支払交付金の対象となる主食用米の作付計画面積は、前年度に比べて3,360ha減少し、13万2,690haとなりました。

イ 食料自給率を向上させる戦略作物への転換

水田における戦略作物の作付計画面積は、麦は前年度に比べて833ha増加し5万3,153ha、大豆は前年度に比べて1,366ha増加し2万479ha、飼料作物は1,741ha、WCS※用稲（稲発酵粗飼料用稲）は3,096ha、米粉用米は63ha、飼料用米は921ha、加工用米は1,796haそれぞれ増加しました。

※ ホールクロップサイレージの略。稲やとうもろこし等の子実及び葉茎を一緒に収穫、発酵させた粗飼料。

3 農業農村整備等の展開

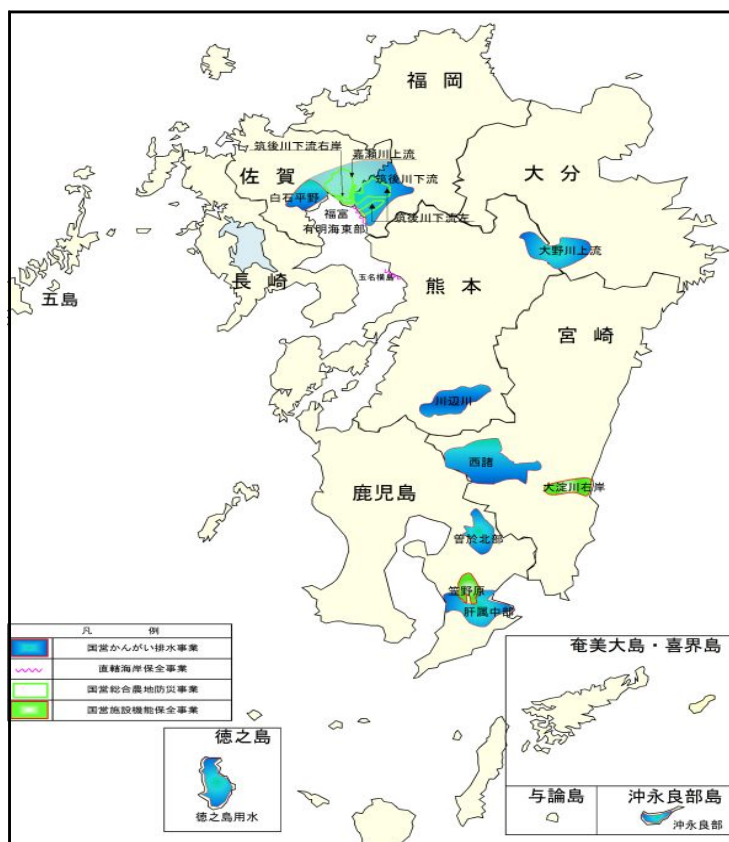
農業農村整備は、競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい施設等の整備、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化、洪水被害防止等の対策を推進する事業です。

九州農政局では、北部九州の水田地域を中心に農業用水の安定供給等のための水路整備や老朽化したクリークの保全、南九州・奄美地方を中心に生産性が高く安定した農業経営のための畑地かんがい施設の整備、有明海に面した海岸での海岸堤防の補強、また、全域において「ストックマネジメント※¹」の手法を活用した老朽化施設の更新等を進めています。

図3-7 国営土地改良事業等実施地区位置図

(1) 国営事業の実施状況※²

九州管内では、基幹的な水利施設を整備する国営かんがい排水事業（9地区）や施設の機能を長期にわたり保全する国営施設機能保全事業（2地区）、農地・農業用施設に対する災害を未然に防止するための国営総合農地防災事業（3地区）、老朽化した海岸保全施設の整備を行い、背後農地と住民の安全を守る直轄海岸保全施設整備事業（3地区）を、関連（県営）事業等と連携しながら実施しています。



資料：九州農政局作成

(2) 農業水利施設等の適切な更新・保全管理

九州のダム、頭首工、用排水機場等（点的な施設）の施設数は約1千か所で、全国の15%を占め、農業用排水路（線的な施設）の延長は約4,400kmで全国の約10%を占めています（図3-8）。

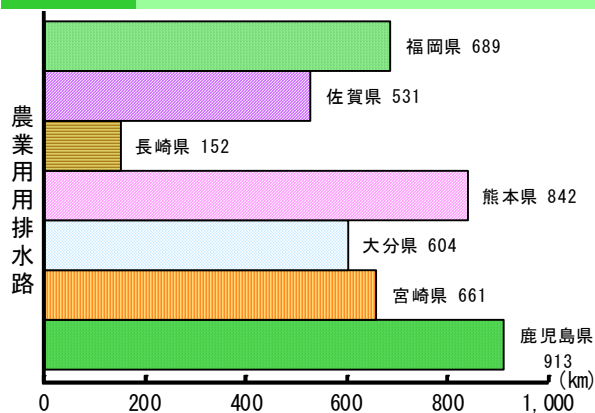
（注：本項の施設数及び水路延長は、受益面積100ha以上の基幹的な農業水利施設に係るもの）

※¹ 定期的な機能診断等に基づく機能保全対策等を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称。

※² 巻末資料P214参照。

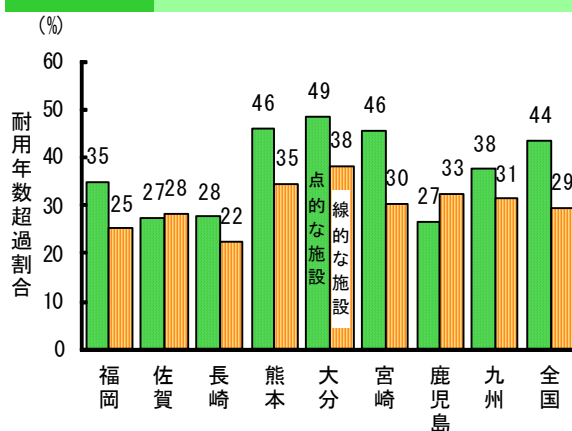
これらの施設は老朽化が進んでおり、耐用年数の超過割合は熊本県、大分県、鹿児島県で全国平均を上回っています。今後、着実かつ計画的なストックマネジメントの推進による施設の更新・保全管理を進めていきます（図3-9）。

図3-8 農業水利施設ストック量（24年）



資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」

図3-9 耐用年数割合（24年）



資料：図3-8と同じ

（3）水田の整備状況

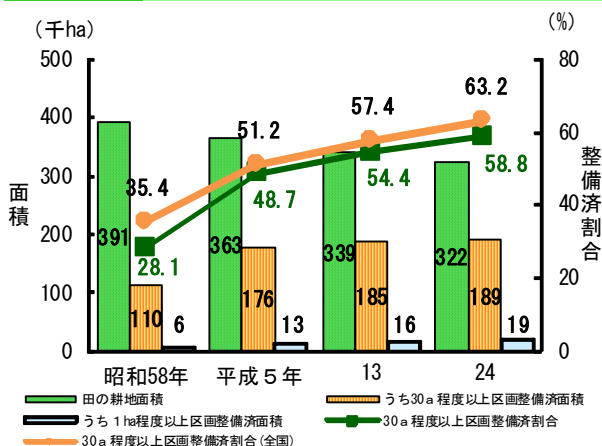
水田では、区画の整理統合により農業生産性が向上し、また、排水路や暗渠排水の整備により畑作物の栽培にも利用できる汎用性の高い農地への転換が可能となります。

九州地域の水田の区画（30a程度以上）の整備済割合は、平成24年度時点で58.8%となっており、全国平均と比べ4.4ポイント低いものの着実に向上しています。

また、一部では1ha以上の大区画化も行われています（図3-10）。

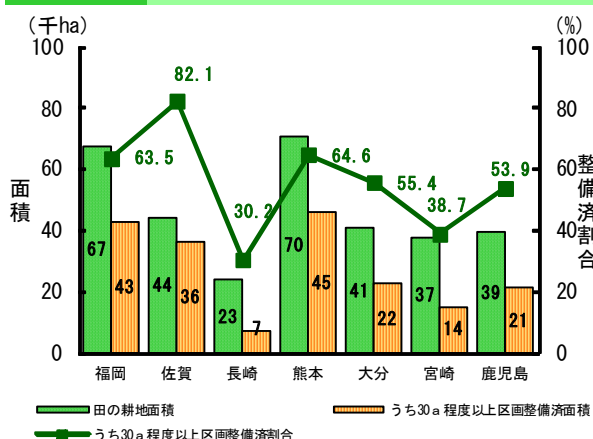
県別にみると、整備済割合が高いのは、佐賀県の82.1%、熊本県の64.6%、福岡県の63.5%となっています（図3-11）。

図3-10 水田整備済割合の推移（九州）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」「農業基盤情報基礎調査」

図3-11 県別水田整備済割合（24年）



資料：図3-10と同じ

また、水田の整備割合が高い佐賀県、福岡県は田の汎用化に伴い25年の耕地利用率は、それぞれ全国1位(143%)、2位(121%)となっており、野菜の生産も盛んで、小麦・大豆の産出額は上位を占めています(表3-10)。

表3-10 県別の小麦・大豆の産出額(平成25年)

○小麦の産出額				○大豆の産出額			
県名	小麦			県名	大豆		
	産出額(億円)	構成比			産出額(億円)	構成比	
全 国	280	100.0		全 国	305	100.0	
福 岡 県	全国2位 23	8.2		福 岡 県	全国4位 21	6.9	
佐 賀 県	3位 9	3.2		佐 賀 県	3位 22	7.2	
長 崎 県	1	0.4		長 崎 県	1	0.3	
熊 本 県	6位 6	2.1		熊 本 県	7	2.3	
大 分 県	2	0.7		大 分 県	3	1.0	
宮 崎 県	0	0.0		宮 崎 県	0	0.0	
鹿児島県	0	0.0		鹿児島県	0	0.0	

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

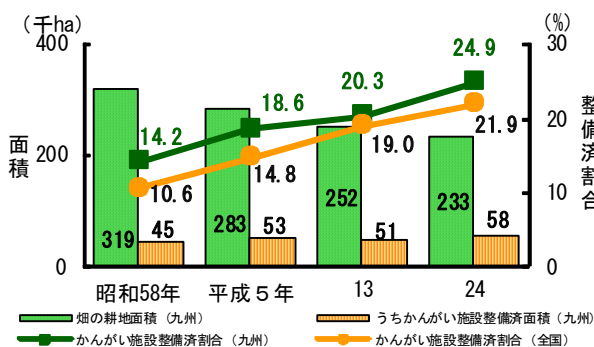
(4) 畑の整備状況

畑では、かん水施設や農道整備等により、作物の品質向上や新規作物の導入による経営転換、機械の導入による農業生産性の向上が可能になります。

九州地域の畑の整備状況をみると、24年度時点のかんがい施設整備割合は24.9%で、全国平均より3.0ポイント高くなっています(図3-12)。

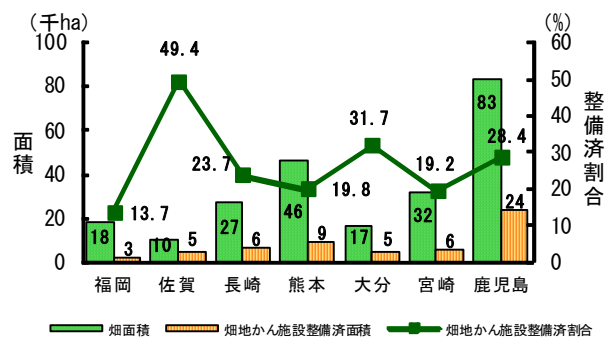
県別にみると特に佐賀県、大分県、鹿児島県が高くなっています(図3-13)。

図3-12 畑の整備済割合の推移(畑地かんがい)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」「農業基盤情報基礎調査」

図3-13 県別畑地かんがい(24年)(面積・整備済割合)



資料：図3-12と同じ

これまで事業が完了した鹿児島県の地区では、収益性の低いかんしょ・なたね等の作付体系から、高収益な茶・野菜等に転換すること等により、農業所得が大きく向上しています(表3-11)。

現在、畑地かんがい施設を整備している地域においても、整備の進捗により生産性の向上や高収益品目への転換が図られ、農業産出額の増加が期待されます。

表3-11 鹿児島県の国営事業完了地区の所得

	畑かん整備率 (%)	1戸当たり生産農業所得 (千円)	10a当たり生産農業所得 (千円)
鹿児島県	38.7	1,452	103
国営事業完了南薩地区	87.0	3,784	201
国営事業完了笠野原地区	64.4	2,477	130

資料：鹿児島県「農業農村整備事業における市町村別整備水準調査結果」(平成17年)

農林水産省「平成17年生産農業所得統計」

注：南薩地区及び笠野原地区は、それぞれの受益市町の平均値。

(5) 農村地域の防災・減災対策

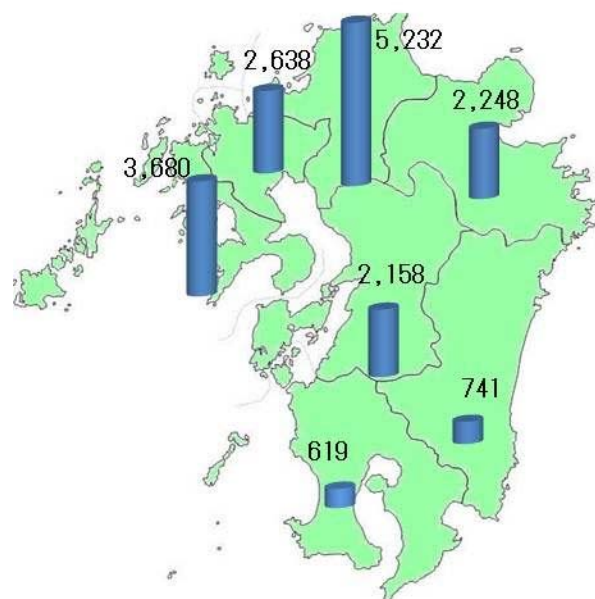
農地を保全し、地域住民の命や暮らしを守るために、ため池の整備や排水施設の整備等を着実に進めています。

ため池では、堤体^{ていたい}※¹補強や洪水吐^{こうずいばき}※²等の整備を行い、下流域の人命・人家・公共施設等の安全を確保するとともに、安定した農業用水を確保しています。

また、排水路や排水機場等、排水施設の整備を行い、湛水被害が頻発している地域の農用地被害を防止するとともに、宅地等への浸水防止を図っています。

九州管内のため池数は約2万か所で、全国の約10%を占めており、特に福岡県及び長崎県で九州の約50%を占めています（図3-14）。

図 3-14 県別のため池数
(平成26年3月時点)



資料：農林水産省調べ

ため池については、施設の状況等を踏まえ、堤体等の改修・補強を実施していますが、近年頻発している豪雨や大規模地震等の自然災害による被害を未然に防止するため、一斉点検を25年度から開始しているところです。今後は、一斉点検の結果を踏まえ、ハード対策の推進と併せて、監視・管理体制の強化やハザードマップ作成等のソフト対策を進め、地域防災上のリスク低減・除去対策を進めることとしています。

排水施設については、低平地での排水路や排水機場等の整備、法面崩落が続く筑紫平野のクリークの整備、特殊土壌※³地帯での排水路整備による農地保全を進めており、今後とも、これらの整備を計画的に進めることとしています。



湛水する農地の作物



排水機場の整備

- ※1 堤防本体をいう。
- ※2 流入する余分な水を流すための施設。
- ※3 シラスやボラ等、浸食を受けやすい土壌をいう。

4 農業所得増大に向けた取組

(1) 農山漁村の6次産業化の取組

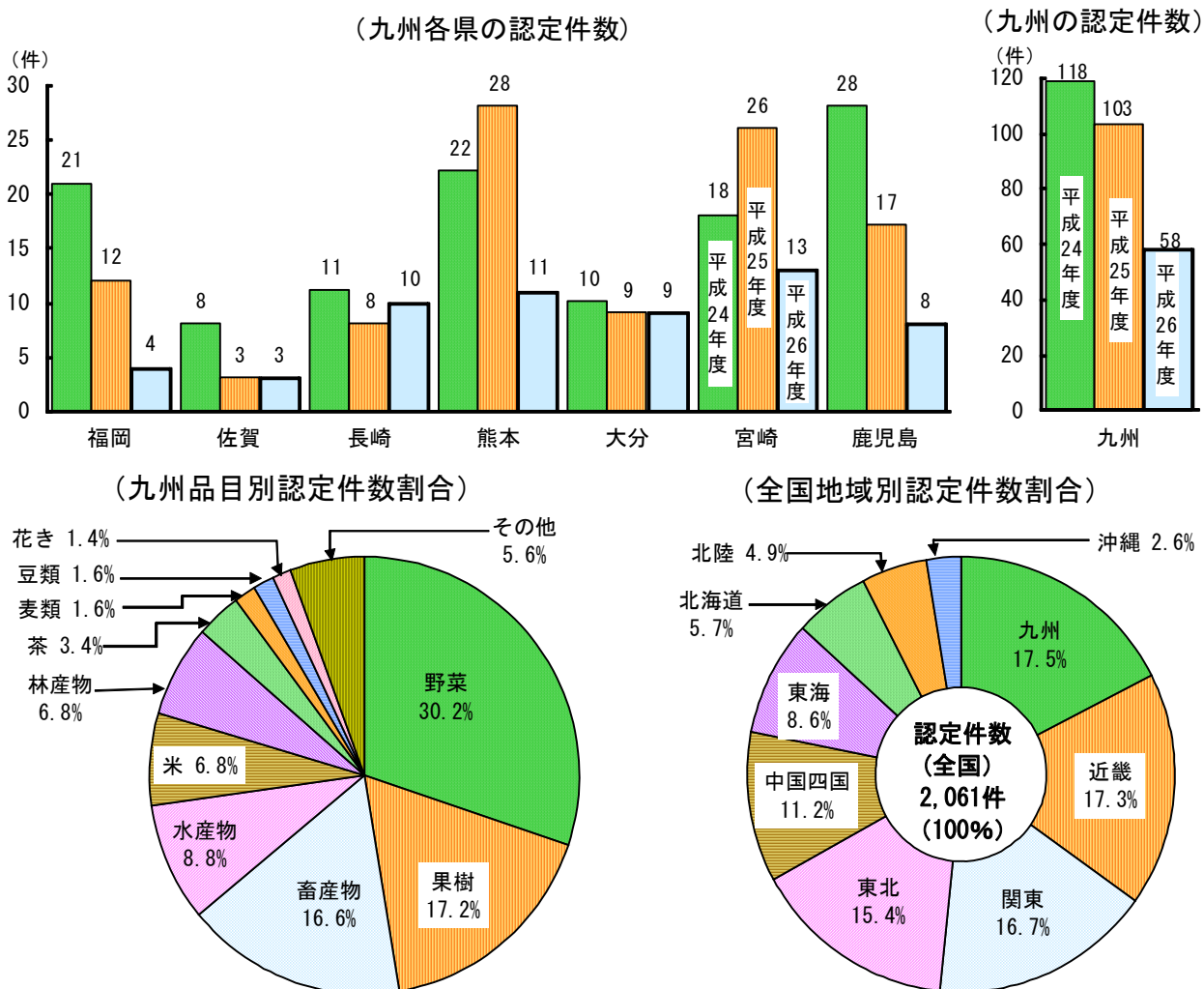
農林水産省では、農山漁村の雇用の確保と所得の増大を図り、農山漁村の活性化を図る「6次産業化」を推進しています。

(総合化事業計画※の認定状況)

平成23年度の認定開始以降、「六次産業化・地産地消法」に基づく6次産業化の計画である総合化事業計画の認定件数は順調に増加しており、26年度までの累積認定件数は361件となっています。この認定件数を県別でみると、宮崎県が81件で最も多く、次いで熊本県74件、福岡県と鹿児島62件の順となっています。(図3-15)。

対象農林水産物は、野菜が最も多く30.2%、次いで果樹17.2%、畜産物16.6%となっています。

図3-15 総合化事業計画の認定状況の推移(平成27年3月31日現在)



資料：農林水産省

注：四捨五入により合計が100%にならない場合がある。

※ 「総合化事業計画」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画をいう。法に基づく計画の認定を受けると、有利な融資や各種助成を受けることができる。

（全国キャラバン！食の発掘商談会in熊本の開催）

九州・沖縄で6次産業化等に取り組む事業者が、地域の農林水産物を用いて開発した、魅力ある商品の販路拡大を図るため、「食の発掘商談会in熊本」が熊本市で、(株)JTB西日本を事業実施主体として開催されました。



6次産業化相談窓口

出展事業者49社のうち、総合化事業計画認定事業者31社も様々な新商品を携え、全国の食品バイヤーに自慢の商品を売り込みました。また、九州農政局は会場内に6次産業化相談窓口を設け、出展事業者の相談に対応しました。



食の発掘商談会in熊本の様子

また、九州農政局は会場内に6次産業化相談窓口を設け、出展事業者の相談に対応しました。

（農林漁業成長産業化ファンドによる事業拡大）

6次産業化の市場規模を大幅に拡大するためには、加工や流通のほか、観光や輸出等の他分野と連携することにより、資源やノウハウをフルに発揮した、より大きな取組の推進が重要です。そのための主要な施策ツールが25年2月に設立した(株)農林漁業成長産業化支援機構※（A-FIVE）が運営する農林漁業成長産業化ファンドです。

25年2月の開業以来、出資案件形成の取組を進めており、27年3月末現在において全国で53件の出資が決定しています。九州では25年10月の西日本水産(株)（福岡県）を皮切りに、現在では12件の事業体に地域の金融機

表3-12 九州におけるA-FIVEを活用した事業者

事業者名	住所	サブファンド出資額	出資同意決定日
西日本水産(株)	福岡県福岡市	60 百万円	平成25年10月 9日
(株)熊本玄米研究所	熊本県大津町 ^{おおづまち}	130 百万円	平成26年 3月10日
いずも食品加工(株)	福岡県糸島市 ^{いとしまし}	35 百万円	平成26年 4月14日
(株)カゴシマバンズ	鹿児島県霧島市 ^{きりしまし}	30 百万円	平成26年 4月14日
西日本フレッシュフーズ(株)	熊本県熊本市	150 百万円	平成26年 5月12日
(株)マース	熊本県益城町 ^{ましきまち}	99.5 百万円	平成26年 7月 4日
(株)さつま福永牧場	鹿児島県さつま町 ^{ちよづ}	10 百万円	平成27年 1月15日
(株)岡崎牧場	宮崎県宮崎市	46.7 百万円	平成27年 1月15日
(株)ヴァンパルフーズ	福岡県福岡市	20 百万円	平成27年 2月10日
創成(株)	熊本県御船町 ^{みふねまち}	50 百万円	平成27年 2月10日
(株)タケノフードサービス	福岡県福岡市	70 百万円	平成27年 3月 2日
(株)ファームクリエイト	熊本県菊陽町 ^{きくようまち}	42 百万円	平成27年 3月 2日

資料：農林水産省

※ 農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、農林漁業成長産業化ファンドを通じて出融資や経営支援を行う。

関等で形成するサブファンド^{※1}を通じた出資事業が行われています（表3-12）。

（九州農業成長産業化連携協議会）

九州農業成長産業化連携協議会は、九州の農業の成長産業化に向けて、九州の農業界と九州内外の経済界との連携を推進していくことを目的として、24年3月に設立されました。経営連携促進に向けた事業、人材育成・広報・調査事業を行っています。また、流通、輸出等のテーマごとに専門部会を設け、各分野の専門的な課題の解消に向け活動を行っています。なお、九州農政局はこの協議会の共同事務局の一端を担っています。

（新商品の開発・販路拡大等の取組）

国産農林水産物を活用した新商品等の販路拡大等により地域経済の活性化を図るため、「九州食の展示商談会2014inくまもと」（熊本市等主催）が開催され、九州農政局では、この商談会において熊本6次産業化サポートセンターや九州農業成長産業化連携協議会と連携し、6次産業化の推進を目的にセミナーや流通業者との相談コーナーの場を提供しました。

（農商工等連携の推進）

26年度における「農商工等連携促進法^{※2}」に基づく中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画（農商工等連携事業計画）は、九州で6件（累計71件）が認定されています（表3-13）。

表3-13 県別農商工等連携事業計画認定状況（平成27年2月2日現在）

単位：件

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計	全国計
平成20年度	2	1	1	4	2	1	8	19	177
21年度	3	3	2	5	2	2	3	20	184
22年度	4	-	-	2	-	1	-	7	64
23年度	3	-	-	1	2	-	-	6	57
24年度	-	-	1	1	-	-	-	2	59
25年度	5	-	-	4	1	-	1	11	67
26年度	3	-	-	1	1	-	1	6	46
計	20	4	4	18	8	4	13	71	654

資料：経済産業省及び農林水産省

※1 ファンド法及び農林水産大臣が定める支払基準に基づいて総合化事業計画認定事業者を対象とした出資等の業務を行う。

※2 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」

（２）農林水産物・食品の輸出拡大の取組

農林水産省は、農林水産物・食品の輸出については、32（2020）年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする目標を設定し推進しています。特に九州は、アジアへのゲートウェイとも言われる立地条件と、バラエティ豊かな農林水産物の生産地であることから、農業者のみならず経済界も含め、輸出拡大の取組への期待が高まっています。

（九州農林水産物等輸出促進ネットワークの活動）

九州農政局では、県域を越えた事業者間の連携による輸出促進を図るために、九州農林水産物等輸出促進ネットワークを設置し、管内の情報交換を進めており、26年8月に「輸出戦略実行委員会九州ブロック意見交換会」、9月に「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク総会」及びセミナーを開催しました。



九州ブロック意見交換会



輸出促進セミナー

「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

（平成25年8月29日農林水産省公表）〈抜粋〉

- 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」（今後10年間で340兆円から680兆円に倍増）を獲得。
- このため、世界の料理界で日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）、の取組を一体的に推進するFBI戦略を展開。

日本「食」への支持を背景に、日本「食」の基軸となる食品・食材を、食市場の拡大が見込まれる国・地域へ輸出することにより、2020年までに1兆円目標を達成。

市場の状況に応じ、原発事故の影響の最小化を起点に、①相手国が求める認証・基準への対応や基準のハーモナイゼーション等の輸出環境の整備（ENTER）、②商流の確立支援（ESTABLISH）、③商流の拡大支援（EXPAND）の3つのE施策を集中的に実施。

（九州農業成長産業化連携協議会の活動）

九州産の農林水産物・食品の輸出をオール九州で取り組み、その拡大を目指すことを目的に、24年6月、九州農業成長産業化連携協議会に輸出部会が設置されています。

同部会では輸出振興方針等が検討されるとともに、具体的な活動として、日本貿易振興機構（ジェトロ）との共催により、27年3月にシンガポールにおいて、商談会「オール九州農水産物トレードフェアinシンガポール^{※1}」を前年2月の香港に次いで開催しました。「九州」としてまとまって農水産物・食品の販路開拓を行うものであり、管内の27団体が出品、九州から約90人、シンガポールからバイヤー等約160人が参加して、活発な商談が行われました。

（農政局における輸出証明書の発行）

23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、諸外国・地域は、日本産の農林水産物及び食品等について輸入規制措置を講じており、我が国に対し、産地や放射性物質に関する検査結果等に関する証明書を求めています。

「諸外国・地域の規制措置」（27年5月22日現在）

1. 日本のすべて又は一部の食品につき輸入停止/他の食品につき証明書を要求：5か国
2. 日本のすべての食品について証明書を要求：13か国
3. 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求：10か国・地域
4. 検査強化：8か国
5. 一時規制されていたが、現時点では規制措置の完全解除：14か国

輸出証明書の発行^{※2}については、農政局等の窓口での申請書受付に加え、27年2月からはインターネットによる申請も可能となり、申請者の方の負担軽減を図っています。

※1 トピックス編P3「1 オール九州農水産物トレードフェアinシンガポール」を参照。

※2 農林水産省ホームページ「食品等の輸出証明書の申請窓口」→http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/

5 九州における農産物の生産振興・消費拡大

(1) 米

ア 平成26年産米の需給調整の取組結果

26年産米について、全国では、生産数量目標の面積換算値144万6千haに対し、2万8千haの過剰作付けとなりましたが、九州では、長崎県を除き、生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなりました（表3-14）。

表3-14 平成26年産米の需給調整取組状況

	米の生産数量目標		主食用米		過剰生産量 ③－① (t)	過剰作付面積 ④－② (ha)
	① (t)	面積換算値 ② (ha)	実生産量 ③ (t)	実作付面積 ④ (ha)		
福岡県	184,380	37,000	176,000	36,900	▲ 8,380	▲ 100
佐賀県	135,230	25,800	124,000	25,300	▲ 11,230	▲ 500
長崎県	62,640	13,100	61,100	13,200	▲ 1,540	100
熊本県	189,920	36,900	180,900	36,100	▲ 9,020	▲ 800
大分県	117,780	23,400	111,200	22,700	▲ 6,580	▲ 700
宮崎県	94,470	19,000	84,700	17,400	▲ 9,770	▲ 1,600
鹿児島県	111,540	23,100	102,600	22,200	▲ 8,940	▲ 900
全 国	765万	144.6万	789万	147.4万	24万	2.8万

資料：農林水産省「平成26年産の都道府県別の需給調整の取組状況（平成26年10月15日現在）」

イ 新規需要米の取組

26年産新規需要米の取組計画の認定面積は、全国で7万1,073ha（1万7,329ha増加）、九州で2万2,242ha（3,609ha増加）となりました（表3-15）。

九州では、WCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）の取組が最も多く、全体の79.5%を占めています。また、近年減少傾向にあった飼料用米も、水田活用の直接支払交付金の数量払いの導入により、869haの増加となりました。

表3-15 平成26年産新規需要米の取組計画認定面積

用 途	全 国			九 州		
	26年産	25年産	対前年増減面積	26年産	25年産	対前年増減面積
飼料用	33,881	21,802	12,079	3,955	3,086	869
米粉用	3,401	3,965	▲ 564	363	307	56
WCS用稲	30,929	26,600	4,329	17,690	15,018	2,672
その他	2,862	1,377	1,485	234	222	12
合 計	71,073	53,744	17,329	22,242	18,633	3,609

資料：農林水産省「平成26・25年産新規需要米の取組計画認定状況」

注：その他は、青刈り稲、わら専用稲、輸出用、バイオエタノール用、主食用以外の用途の種子等。

ウ 米の消費拡大に向けた取組 (めざましごはんキャンペーン)

1人1年間の米消費量は、食生活の変化等により減少しており、平成25年度は56.9kgとピークであった昭和37年度の118.3kgの半分以下となっています。

また、厚生労働省の「国民健康・栄養調査」(平成25年)によると、年代別の朝食の欠食率では、男女ともに20歳代で最も高



大学生を対象に朝ごはん呼びかけ

く、男性で30.0%、女性で25.4%となっています。

農林水産省では、朝ごはんの習慣化や米の消費拡大を推進するため「めざましごはんキャンペーン」を行っています。九州農政局においても、イベントや大学、企業に出向き、パネル展示やポスター掲示を行い、「朝ごはん」の推進を呼びかけました。



こめこ (米粉の普及推進の取組)

農林水産省では、水田を有効活用して食料自給率を向上させるため、輸入麦の代替となり得る米粉用米の生産を推進しており、米粉の新しい用途としてパン、麺、洋菓子等や料理への利用拡大に取り組んでいます。

最近では、店頭で米粉食品を目にする機会も増えつつありますが、家庭でも米粉を料理に利用できることについては認知度が低く、まだ常備される食材とはなっていません。



米粉を使った親子料理体験

このことから、九州農政局では、九州米粉食品普及推進協議会[※]や各県等と連携し、米粉の普及推進を行っています。

地域で料理を普及される指導者や消費者を対象とした米粉料理教室、夏休みの小学生を対象とした米粉を使った親子料理体験、米粉に携わる関係者・消費者等を対象とした米粉利用拡大セミナー等を開催しました。

このような取組を通して、米粉食品への関心が高まり、日常的に各家庭で米粉が利用されることを目指しています。

※ 16年3月に九州管内における生産者団体、流通業者、食品事業者、自治体等の関係者により米粉食品の普及推進を目的として設立された。27年1月現在で会員数196(団体・個人)。

（２）麦類

（国内産麦の需要動向）

国内では、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦の４麦が生産されています。

小麦は製粉され、パン、麺、菓子等に加工されます。大麦・はだか麦は、精麦して、焼酎、味噌等の発酵用にしたり、押し麦（麦飯）や麦茶に利用されています。また、ビール用の二条大麦は、麦芽等に加工され醸造用原料となります。

このように麦は、米に次ぐ主要な食糧ですが、小麦の約９割、大麦及び、はだか麦の約８割を外国に依存しているのが現状です。

このため、農林水産省では、国産麦を自給率向上のための重点作物と位置付け、国内産麦の生産・利用拡大に向けて推進しています。特にパン・中華麺用小麦は、外国産に比べ国内産の使用割合が低く需要が見込めることから加工適正に優れた品種の開発・導入を実需者と連携して推進する必要があります。

また、国産志向の高まりを受けて「国産」の小麦商品が増えており、産地と実需者が連携して、地域の食文化やブランド食品と結びついた需要拡大、収量・品質の向上安定化といった取組が必要です。

（九州地域の麦作の状況）

九州地域における麦作は、水稻・大豆の収穫後の水田を活用し、冬作物として麦類を生産する一年二作体系が基本となっています。特に九州北部に広がる水田地帯を中心に作付けされており、全国でも有数の産地となっています。

麦は11月中旬頃から作付けが始まり、翌年の5月下旬から6月中旬頃に収穫となりますが、収穫は梅雨の時期と重なることになります。このため、収量や品質を向上させるためにも湿害防止としての排水対策が重要で、本暗渠※¹や弾丸暗渠※²の施工による地下排水や明渠※³と畝立てによる地表排水を組み合わせると、排水性を良くする取組が行われています。

表3-16 小麦の主な用途と輸入量

単位: 万t

麦の種類	主な用途	国内産流通量	輸入量
小麦	うどん、パン、中華麺、菓子	69.0	504.0

資料：農林水産省ホームページ「麦をめぐる事情」

注：小麦の国内産流通量及び輸入量は、過去５年（平成21～25年度）の平均数量。

表3-17 大麦・はだか麦の国内生産量及び輸入量

単位: 万t

麦の種類	主な用途	国内生産量	輸入量
二条大麦	ビール	5.6	62.0
	焼酎用等	6.1	13.2
六条大麦	押し麦、麦茶	5.2	4.0
はだか麦	麦味噌	1.5	0.4

資料：農林水産省ホームページ「麦をめぐる事情」

注：国内生産量は平成25年産、輸入量は25年度である。
また、ビール大麦の輸入量には麦芽の輸入量を含む。

※¹ 地中に作る排水設備。

※² トラクターにより土中に弾丸状の器具を牽引し、通常の深さより浅い耕層に簡易な暗渠を施す排水対策技術。

※³ 地上に水路を設けて、余分な水を排水するための設備。

近年、麦の収穫時期だけでなく、播種期（11月中旬～12月中旬）の降雨により播種の遅れがみられます。この影響は麦の初期生育期間の確保が難しくなることや中間管理作業（麦踏み、土入れ、追肥）が適期に実施できないことにつながり、収量や品質に影響を及ぼす要因の1つとなっています。

ほ場の排水対策や適期の播種が麦の収量や品質向上のためには重要な取組ですが、梅雨にあたる九州地域向けに、穂発芽や赤かび病等の病害にも強い硬質小麦や、うどん用では収穫期が早い早生の小麦新品種の開発・普及が急務となっています。



各地域で行われている麦の試験栽培
福岡県農林業総合試験場内ほ場（福岡県筑紫野市）

（九州地域の取組）

九州地域では、麦の収穫量や作付面積が伸び悩んでいる状況にあります。九州には、福岡県のラーメン、長崎県のちゃんぽんや五島うどん、大分県のだんご汁等、麦を使った伝統食文化が各地に存在しています。これらの地域の食ブランドと結び付いた新品種の開発・導入を推進することにより、九州産麦の需要開拓を図っていくことも重要です。

既に、福岡県では、地元の製粉業者、ラーメン店、生産者等と連携し、実需者ニーズを反映したラーメン専用品種「ちくしW2号（通称：ラー麦）」の導入推進、鹿児島県では県内産の「ミナミノカオリ」を使用した学校給食パンの提供といった取組が行われています。加えて、26年から長崎県において、実需者、農業者、地方公共団体等が一体となって産地形成を行う取組を支援する地域コンソーシアム※支援事業を活用し、ちゃんぽん麺用小麦「長崎W2号」の栽培技術の実証、ブランド小麦化や長崎W2号を使用した麺や特産品の開発と消費者定着に向けた取組が行われています。このように九州産麦の需要拡大に向けた取組が各地で進展しています。



「ながさき実り恵みの感謝祭」において長崎ちゃんぽん
麺用小麦「長崎W2号」を紹介するブース
（長崎県長崎市水辺の森）

※ 2つ以上の個人、団体、行政機関等が、共通の目的達成のために作る団体をいう。

(3) 大豆

(国内の大豆の需要動向)

大豆は、豆腐、納豆、味噌、しょうゆ等の原料として日本食で欠かすことのできない作物ですが、ここ数年の食用大豆[※]の国内需要量は減少傾向となっています(表3-18)。こうした食用大豆に占める国産大豆の割合は、近年2割程度と概ね横ばいで推移しており、自給率向上の観点からもシェアを拡大することが重要です。農林水産省では、大豆を自給率向上のための重点作物と位置付け、生産拡大方策を講じています。

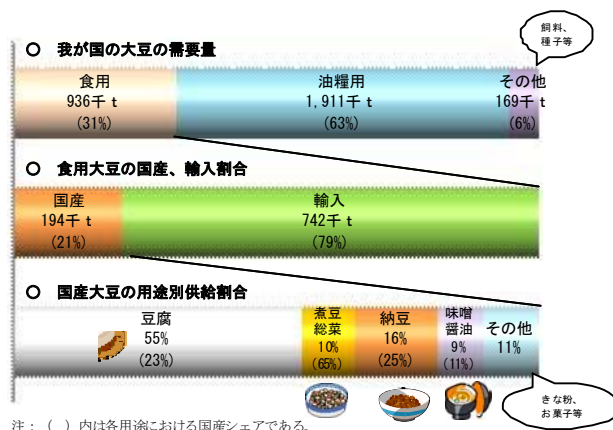
表3-18 大豆の需要状況の推移(全国)

(単位: 千t)

年度	需要量	うち食品用		自給率
			うち国産	
平. 21	3,668	993	223	6%
22	3,642	976	216	6%
23	3,187	949	212	7%
24	3,037	932	229	8%
25	3,012	936	194	6%

資料: 農林水産省「大豆をめぐる事情」より抜粋

図3-16 大豆の需要量(全国)



資料: 同左

(九州地域の状況)

大豆の栽培は主に九州北部の福岡県、佐賀県を中心とした水田地帯で行われ、全国屈指の産地となっており、品質面でも高い評価を得ています。

他方、大豆はその時の気象状況によって生育が大きく左右されます。26年産の大豆は、梅雨の影響による播種遅れと8月の多雨・日照不足により生育が抑制され、粒の肥大が悪いなどの影響が出たことで収量が低下しました。

排水対策等の基本技術のほか、気象状況に応じた適切な栽培管理を通じて安定多収を目指すことが必要です。

(九州農政局での取組)

九州農政局では、管内の生産者団体や各県の大豆生産振興担当者等を対象に「大豆栽培技術検討会」(26年10月)を長崎県内で開催し、近年増加傾向にあ

※ 「食用大豆」とは、豆腐、納豆、味噌、しょうゆ等の大豆加工食品に用いる大豆を指す。サラダ油等の油糧用に用いる大豆と区別するための便宜的な呼称である。

る大豆作での難防除帰化雑草^{※1}についての情報提供や長崎県が実証試験で取り組んでいる大豆摘芯栽培^{※2}について現地調査を行いました。

また、「大豆の新品種の開発・活用に関する連携研究会」（27年2月）を開催し、九州における新品種の育成や実需者から求められる大豆についての情報提供等を行うとともに、生産者と実需者間の情報交換を行いました。

そのほか、近年、大豆の生産数量や作付面積が伸び悩んでいる状況にあることから、「大豆の生産拡大に向けた意見交換」（26年5月）を管内全県で実施し、現状と課題の把握や、各地域での取組の推進を図りました。

これを受けて、各県では、地域の推進体制等について検証を行うとともに、地域コンソーシアム支援事業や大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業等を活用して、ブランド化を進める品種等の選定、生産技術の確立・普及、低コスト生産技術や多収性品種の導入、二毛作等による農地の高度利用等による、作付面積の拡大や生産コストの低減を目指す取組が進められています。



大豆栽培技術現地検討会



大豆の新品種の開発・活用に関する連携研究会

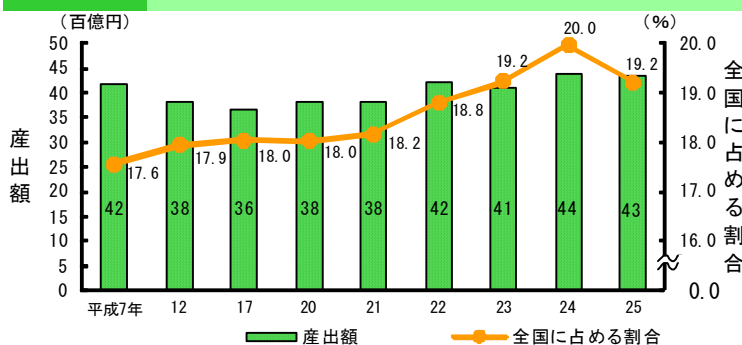
（４）野菜・果樹

ア 野菜

（九州は重要な野菜供給基地）

九州における野菜の作付面積は近年は横ばいで推移^{※3}し、25年は7万7千haで全国の14%となっています。一方、産出額は全国の19%を占めています。

図3-17 野菜の産出額の推移（九州）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

※1 外来の植物の中で、農作物の生育に被害を与え既存の防除体系で駆除することができないものをいう。大豆作では帰化アサガオ類やホオズキ類が問題となっている。

※2 大豆の生長点を摘むことで分枝を増やし、さや数が増えることで多収を可能にする栽培方法。茎が太くなり倒伏しにくく、収穫ロスも減らすことができる。

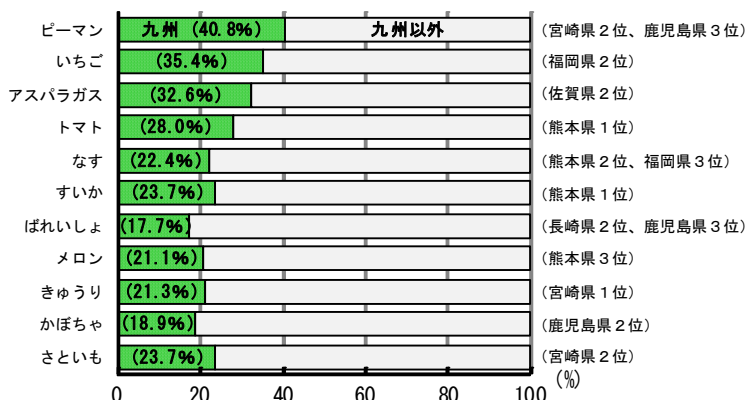
※3 P202「野菜の作付面積と収穫量の推移（14品目）」を参照。

また、九州の農業産出額に占める野菜の割合は26%で、畜産の41%に次ぐ重要な品目となっています。

特に、熊本県のトマト、すいか、宮崎県のきゅうりは全国1位の産出額であり、全国2位、3位の品目も多く、九州は我が国の重要な野菜供給基地となっています（図3-17、3-18）。

さらに、全国の野菜指定産地930産地のうち九州では173産地（19%）が指定（27年2月6日現在）されており、全国の主要市場への安定的な供給に重要な役割を果たしています。

図3-18 九州の主要野菜の全国シェア（平成25年野菜産出額）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

（新たな経営安定対策の展開）

野菜産地では、高齢化の進展、担い手の減少等による産地基盤の脆弱化が進んでいることに加え、加工・業務用需要については、国産ニーズが高いにもかかわらず、産地が十分対応できていないことから、輸入野菜の使用割合が増加しています。

このため、農林水産省では担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立

等を図ることを目的として、野菜の「産地強化計画」の策定を推進しています。この計画において、各産地は「低コスト化」、「高付加価値化」、「契約取引推進」、「資材低減」、「加工・業務用推進」のいずれかの項目に係る戦略を策定し、出荷量等の数値目標を定めることとなっています。27年3月末現在、九州では496産地で策定され、計画に基づいた取組が実施されています。

なお、消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウスの導入、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設等の整備を支援しています。

また、近年、燃油価格が高水準にあることから、施設園芸の割合が高い九州



ミニトマトの選果施設

地域では特に大きな影響を受けています。このため、24年度補正予算において、施設園芸農家を対象にした省エネ設備のリース導入支援と燃油価格高騰時に補填金の交付を行う「燃油価格高騰緊急対策」を措置しましたが、燃油価格が高い水準で推移している状況を踏まえ、26年度も引き続き実施しました。

さらに、次世代施設園芸導入加速化支援事業については、[昨年](#)の宮崎県※に続き、26年度事業として、大分県九重町の温泉熱を活用したパプリカの生産施設整備を採択しました。

【高度生産技術モデル圃場「ネクストくまもと」(熊本県熊本市)】

JA熊本経済連では、平成25年11月末に作物の生育環境（光、温度、養水分、二酸化炭素等）を統合的に環境制御するシステムを導入した実証モデルハウスを整備しました。

これまでの勘と経験による栽培から、環境制御による栽培技術を中心としたIT活用によるデータ重視の効率的栽培への転換を進め、品質の安定化と多収量が見込まれる生産モデルの確立に取り組んでいます。



ミニトマト栽培の様子

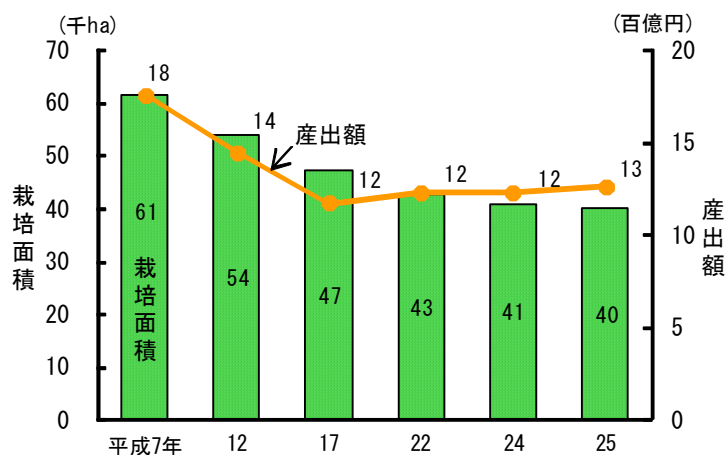
イ 果樹

九州における果樹の栽培面積は、近年の消費低迷、後継者不足や高齢化の進展等から漸減傾向で推移しており、25年は4万haとなっています。

また、産出額は高付加価値化が進んでいること等からほぼ横ばいとなっており、1,262億円と、全国の17%を占めています（図3-19）。

このような中、各産地におい

図3-19 果樹の栽培面積及び果実の産出額の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」「生産農業所得統計」

※ トピックス編P5 『2 次世代施設園芸「宮崎県国富町」の整備』を参照。

ては、目標や取組を具体的に定めた「果樹産地構造改革計画」を策定し、目標達成に向けた取組が進められています（26年3月末現在：全国484産地うち九州93産地）。

九州農政局では、これらの取組を支援するために、光センサー等の高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設や加工施設、低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入や農業用アシストスーツ等のロボット技術の導入実証等への支援を進めています。さらに、優良品目・品種への転換、園地整備等の支援



シートマルチによる被覆

や改植後の未収益期間に対する支援も推進しており、果樹農業の経営安定と果実生産出荷の安定を図っています。

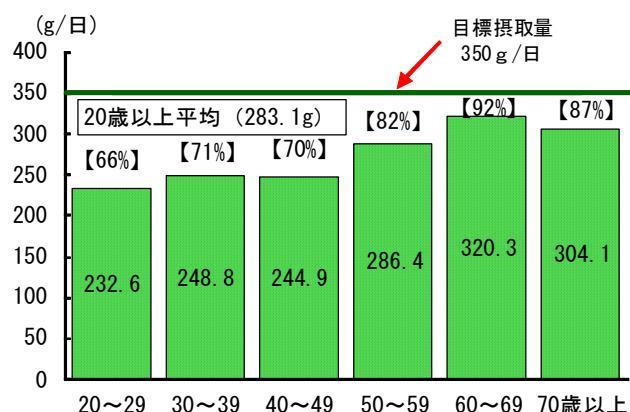
26年産のうんしゅうみかんについては、8～9月の降雨や日照不足等の影響から果実品質が低下したこと等により、市場価格が低迷しました。このような中、産地では、比較的高値で取引されるブランド品を中心

に、着果量の調整、シートマルチ栽培や根域制限栽培等の各種技術を組み合わせた、高品質果実の安定生産・供給の取組が行われています。

ウ 野菜・果実の消費拡大

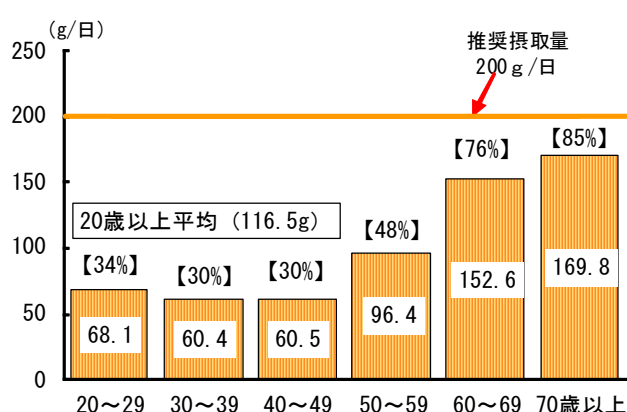
「平成25年国民健康・栄養調査」によると、野菜類の20歳以上の1日当たり摂取量の平均値は283.1gであり、厚生労働省の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成24年厚生労働省告示第430号）に規定された目標値350g（野菜摂取量の平均値）よりも少ない状況です。また、果実類の摂取量の平均値も116.5gと、「果物のある食生活推進全国協議会」が推進

図3-20 平成25年における世代別の野菜類の摂取量（20歳以上）



資料：厚生労働省「平成25年国民健康・栄養調査」
注：【 】内は、目標摂取量に対する割合。

図3-21 平成25年における世代別の果実類の摂取量（20歳以上）



資料：厚生労働省「平成25年国民健康・栄養調査」
推奨摂取量は、果物のある食生活推進全国協議会
注：【 】内は、推奨摂取量に対する割合。

している「毎日くだもの200グラム運動」の目標値より少なく、野菜・果実のいずれも摂取目標に達していません。世代別に見ると、特に、40歳代以下の摂取量が少ない状況となっています（図3-20、図3-21）。

このため、九州農政局では健康の観点から望ましい摂取量である野菜350g、果物200gに近づけていくため、消費拡大セミナー、シンポジウム、各種イベント、ホームページ等を通じて、広く野菜・果物に関する知識の理解と浸透を図っています。

26年度は、野菜・果物の摂取量が少ない若い世代を対象として、^{しょうけい}尚綱大学（熊本市）と共催で、主に生活科学部栄養科学科の学生を対象に、「食べれば元気！“九州のやさい・くだもの”」をテーマに、やさい・くだもの出前セミナー（6月、約100人参加）及びシンポジウム（12月、約160人参加）を開催しました。



尚綱大学でのシンポジウム開催状況（平成26年12月13日）

参加した学生からは、「今後、食に係る人間として、野菜の魅力を伝えていきたい。」「もっと郷土料理や伝統料理

に目を向けることで、野菜や果物の摂取量も増えるのではないかと思います。」等の感想が寄せられました。

また、消費者の部屋において、各県出荷団体等の協力により各県の野菜や果物等の展示を行いました。

（5）花き・茶・葉たばこ

ア 花き

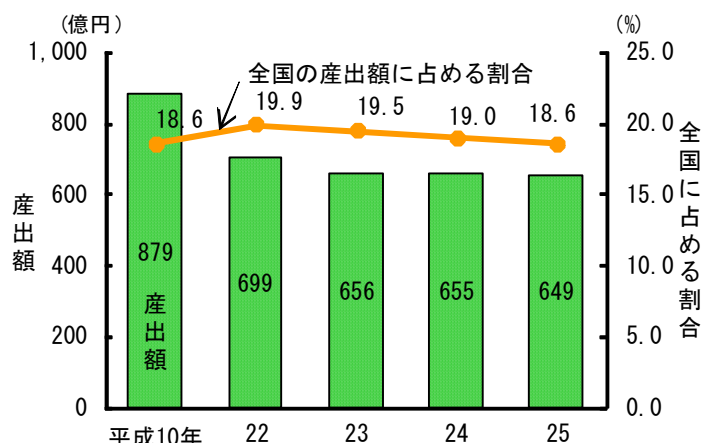
九州における25年産花きの産出額は、649億円で全国の約18.6%を占めています（図3-22）。

しかしながら、花きの産出額は、10年（879億円）をピークに減少傾向で推移しており、ピーク時の約74%となっています。

これは、切り花を中心に輸入が増加する一方で、若い人を中心と

図3-22

九州における花きの産出額及び
全国に占める割合の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

した無購買層の増加や一世帯当たりの購入金額が減少傾向にあるなどの要因によるものです。

このような中、花き産業と花きの文化の振興を図るため「花きの振興に関する法律」が、26年12月1日に施行され、花き産業関係団体が一丸となって取り組んでいく体制の整備を図っています。農林水産省としては、26年度予算において国産花きイノベーション推進事業を新たに創設し、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進しています。

九州全県の協議会においても、小中学校等での花育体験等の普及等の推進を支援し、花の消費拡大を推進しています。

また、九州農政局では、新たな花きの需要期を創出するため、「感謝の気持ちを花束と一緒に！」をテーマに九州花き振興協議会主催の、11月22日の「いい夫婦の日」と2月14日の「バレンタインデー」に実施されているイベント「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を後援し、「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を広く募集しました。

「大切な人への花にそえる一行メッセージ」平成26年度年間大賞作品（九州農政局長賞）

～息子へ～ 照れながら花を贈れる男に育ちなさい

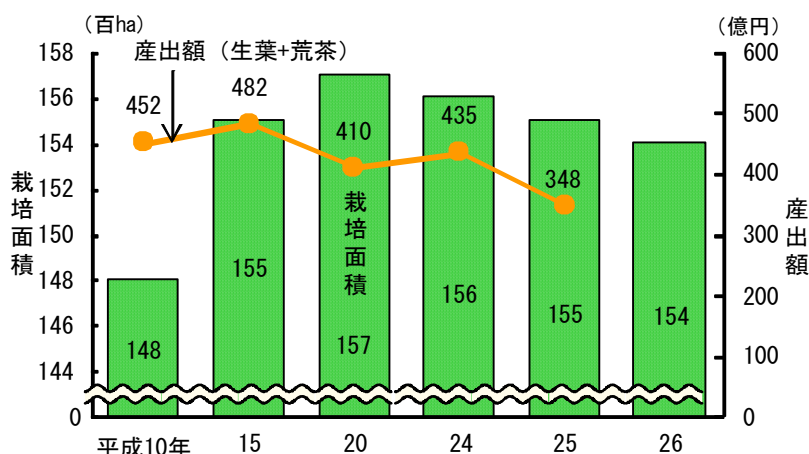
イ 茶

九州における茶の栽培面積は近年横ばいで推移し、26年は1万5,400haで全国の34%を占めています。また、25年の生葉及び荒茶の合計産出額は、348億円で全国の36%を占めています（図3-23）。

一方、食生活の変化や多様化等により、若年層のみならず中年層でも急須を用いてお茶を飲用する機会が減少しています。このため、九州農政局では、消費者ニーズの変化に的確に対応した茶の加工・流通体制の確立に向け、荒茶等の加工施設の整備を支援しています。

また、お茶の消費拡大に向け、23年度から九州内の主要茶産地、茶関係団体、経済団体等と共に実行委員会を構成し、お茶振興法[※]の趣旨を踏まえたお茶文

図3-23 茶の栽培面積及び産出額（生葉及び荒茶）の推移



資料：農林水産省「作物統計」「生産農業所得統計」

[※] 「お茶の振興に関する法律」（平成23年4月23日法律第21号）

化振興等のためのイベント「ティーロード茶壺道中」（ティーロード茶壺道中実行委員会共催）等を実施しています。

さらに、茶の優良品種への転換、高品質化を加速化するため、23年度から「茶

表 3-19 茶改植等支援事業の実施状況

単位: ha

	未収益支援			改植・未収益支援	
	改植	棚施設を利用した栽培法への転換	台切り	新植	改植
平成23年度	76.0	0.1	10.5	-	-
24年度	87.0	0.3	7.9	-	139.9
25年度	13.5	1.7	11.8	-	147.4
26年度	4.3	0.3	8.3	44.7	94.2

資料：九州農政局調べ

注 1：改植とは、茶樹の樹体を伐採・抜根し、優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいう。

2：棚施設を利用した栽培法への転換とは、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、栽培法を転換することをいう。

3：台切りとは茶園の若返りを図るため、茶樹の地際部から地上15cmまでの高さで切断することをいう。

改植等支援事業」を開始し、産地ぐるみで改植等を行った場合の未収益期間（改植の場合3年間）及び改植経費に対する支援を実施しています（表 3-19）。

ウ 葉たばこ

健康志向の高まり等により、年々たばこの販売数量が減少していることから、全国の4割以上の葉たばこ生産シェアを占める九州においても、葉たばこ栽培農家数及び作付面積ともに減少が続いています。九州は依然として全国の主要な葉たばこ産地としての地位を維持しており、26年産の販売代金は181億円（対前年比105%）で、全国の46%を占めています（表 3-20）。

表 3-20 葉たばこ栽培農家数、面積及び販売代金

県	平成25年産			26年産					
	農家数 (戸)	面積 (ha)	販売代金 (百万円)	農家数 (戸)	前年比 (%)	面積 (ha)	前年比 (%)	販売代金 (百万円)	前年比 (%)
	①	②	③	④	④/①	⑤	⑤/②	⑥	⑥/③
福岡県	9	13	73	9	100	14	108	82	112
佐賀県	92	270	1,206	90	98	265	98	1,240	103
長崎県	310	664	3,199	306	99	662	100	3,372	105
熊本県	656	1,273	6,118	645	98	1,239	97	6,556	107
大分県	108	263	1,096	105	97	258	98	1,162	106
宮崎県	355	725	3,109	352	99	716	99	3,505	113
鹿児島県	240	525	2,427	234	98	506	96	2,192	90
九州計	1,770	3,734	17,229	1,741	98	3,659	98	18,109	105
全国計	6,059	8,846	39,285	5,911	98	8,564	97	39,337	100

資料：全国たばこ耕作組合中央会調べ

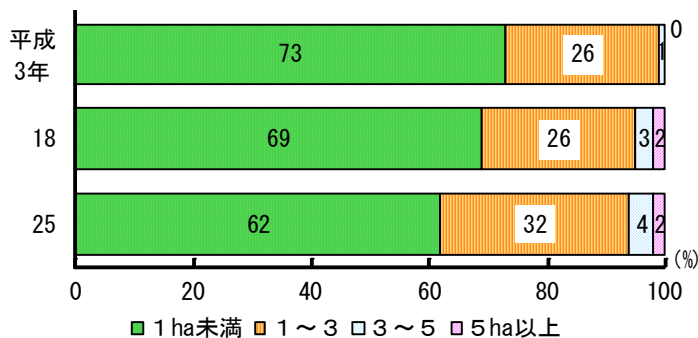
(6) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

ア さとうきび

さとうきびは、鹿児島県南西諸島における基幹作物として重要な地位を占めています。

しかしながら、栽培農家戸数の減少や高齢化が進行するとともに、依然として1ha未満の零細規模の農家が6割以上を占め、生産構造の強化が重要な課題となっています(図3-24)。

図3-24 さとうきび栽培面積規模別農家戸数割合の推移(鹿児島県)



資料：鹿児島県調べ



ハーベスタによる収穫風景(鹿児島県種子島)
(写真提供/alic鹿児島事務所)

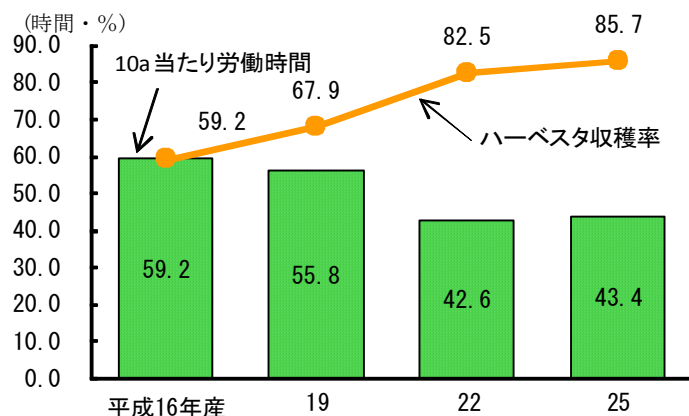
農林水産省では、19年産から品目別経営安定対策を実施するとともに、省力化機械の導入により効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制の確立を支援しており、その結果、さとうきび生産において最も重労働である収穫作業で、ハーベスタの導入が進み(25年産のハーベスタ収穫率は85.7%)、大幅な労力軽減につながっています。

今後は、更に機械化を進展させるため、苗の植え付けを行うプランタや株出管理機等の導入・普及を進めていく必要があります(図3-25)。

26年産については、10月に接近した台風による倒伏、折損、潮風害等の影響があり栽培面積は増加したものの、生産量は前年より減少する見込みです。

26年度補正予算において、早期に甘味資源作物の増産を図り生産

図3-25 さとうきびのハーベスタ収穫率と10a当たり労働時間の推移



資料：鹿児島県調べ
農林水産省「農業経営統計調査 さとうきび生産費統計」

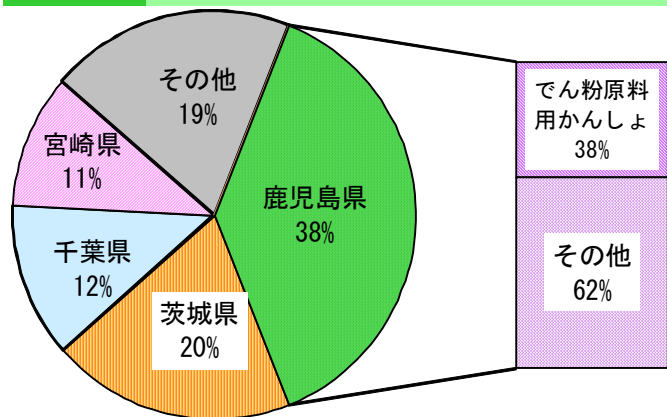
者等の持続的な再生産や安定生産体制を確立するため、「甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業」(事業実施期間は27年度末まで)として、土づくり、新

技術を活用した防除体制による生産回復・増産に向けた取組のほか、農業機械等のリース支援、甘しや糖工場の経営体質強化に向けた取組への支援等を継続的に実施しています。

イ でん粉原料用かんしょ

火山灰土壌地域であり、台風常襲地域である南九州地方、特に鹿児島県において、夏作における代替困難な作物として地域経済を支える重要な作物です。近年は、焼酎原料用かんしょの需要増等からでん粉原料用は減少しつつありますが、今でも鹿児島県の生産量の約4割がでん粉原料用に仕向けられています（図3-26）。

図3-26 平成26年産かんしょの生産量の割合



資料：農林水産省「作物統計」

生産農家の減少と高齢化が進む中、安定的に国内産かんしょでん粉を生産し、産地の収益力を向上させるためには、生産体制の確立とともに、加工適性に優れた新品種「こなみずき」の活用等によりでん粉の高品質化を推進し、市場評価の高い加工食品用への転換を進める必要があります。

このような中、農林水産省では、19年産から品目別経営安定対策を実施しているほか、23年度からは高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組やでん粉の品質管理に必要な機器の整備等を支援し、国内産いもでん粉の高品質化による加工食品への販路拡大等を推進しています。

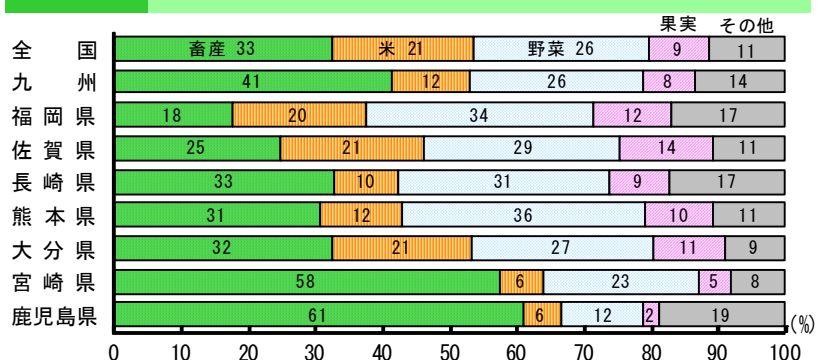
また、かんしょ生産における省力化や安定的な生産体制の確立に向けて、25年度から収穫機械等のリース導入支援も行っており、26年度補正予算でも引き続き支援しています。

（7）畜産

（最近の畜産をめぐる状況）

全国の畜産に係る農業産出額（2兆7,948億円）のうち、九州は約4分の1（6,927億円）を占めています。また、畜産は九州の農業産出額の4割を占め、

図3-27 農業産出額の部門別構成割合（25年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：数値は四捨五入により、一部、計は100にはならない。

中でも鹿児島県では61%、宮崎県では58%と県農業産出額の5割を超えており、全国有数の畜産地帯となっています（図3-27）。

一方、高齢化・後継者問題による農家戸数の減少、繁殖雌牛等飼養頭数の減少といった生産基盤の弱体化、配合飼料等の生産資材の高騰等、畜産農家を取り巻く状況は厳しいものとなっています。

（国産畜産物の生産・消費の状況）

全国の牛乳の生産量は、少子化やお茶系飲料・ミネラルウォーター等の消費量増加等により、近年、減少傾向にあります。また、はっ酵乳や乳飲料は増加傾向にありましたが、26年度は、前年度より減少しています。

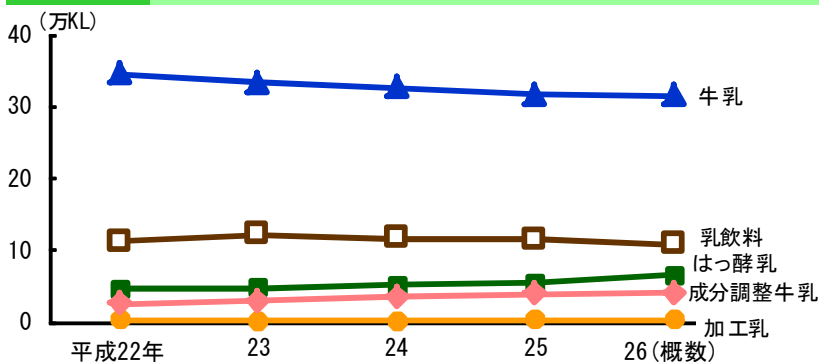
しかしながら、25年夏の猛暑の影響や離農による乳用牛頭数の減少により、需要減を上回って生乳生産量が減少したことから、バター生産及び在庫が減少しました。このため、バターの安定供給を図るために2度にわたる追加輸入を行い、26年11月には乳業各社に対して家庭用バターの安定供給を要請しました。

九州の牛乳生産量は、ここ数年、減少傾向にありますが、成分調整牛乳、はっ酵乳は増加傾向で推移しています（図3-28）。

全国の牛肉の生産量は、25年度以降、肉専用種、乳用種ともに減少しています。

また、26年度の牛肉の消費量は、前年度よりわずかに減少しています。

図3-28 牛乳等の生産量の推移(九州)



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

（畜産振興のための対策）

農林水産省では、経営の安定を図るセーフティーネット措置として加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度等の畜産経営安定対策を実施しています。

また、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合、粗収益と生産費との差額の8割を補填する「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）」とともに、養豚・養鶏に対して、「養豚経営安定対策事業」及び「鶏卵生産者経営安定対策事業」を実施し、また、26年度補正予算において、収益性向上、生産基盤の維持拡大のための競争力向上を図るための牛・豚・鶏を対象とした「畜産競争力強化対策」として「畜産収益力強化対策事業」等を措置しました。

さらに、国産畜産物の消費拡大を図るためには、畜産物の安全性に関する正しい知識の普及や畜産物の栄養機能に関する情報提供が必要です。このような状況を踏まえ、27年1月、熊本市において、「国産食肉の安全性と栄養機能について」をテーマにした食肉情報出張講座を開催しました。



食肉情報出張講座（平成27年1月30日）

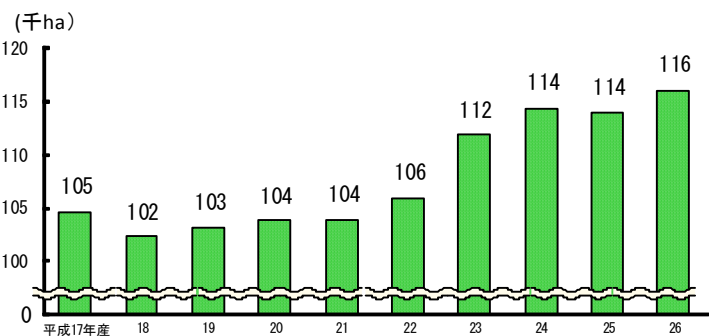
（8）飼料作物等

ア 粗飼料増産の取組

（飼料用作物作付面積の拡大）

九州では、未利用地における飼料基盤の整備や水田・畑の裏作における飼料作物の作付けが、生産者や関係者の連携のもと積極的に取り組まれています。この結果、作付面積は18年産以降増加傾向にあり、特に23年産以降はWCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）の作付面積が大幅に増加しています（図3-29）。

図3-29 飼料用作物作付面積の推移(九州)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

（放牧の推進）

近年、九州では、畜産経営の省力化やコスト低減につながる放牧が定着しつつあります。特に、中山間地域においては、放牧によって、畜産経営における飼養管理コストの低減が図れるとともに、荒廃農地の解消や獣害の軽減等の効果が得られています。



耕作放棄地を利用した放牧（大分県豊後高田市）

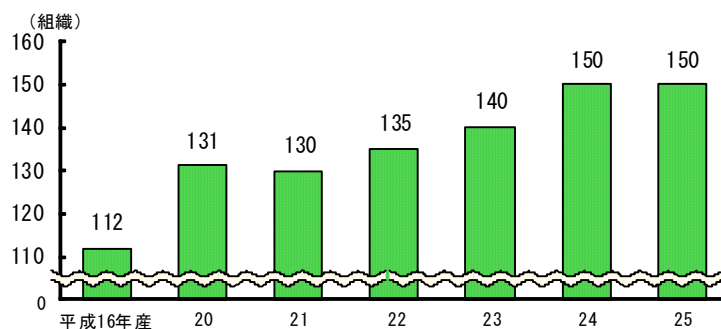
（飼料生産の外部化の推進）

国産粗飼料の生産拡大を図るため、飼料生産組織（コントラクター等）による飼料生産作業の外部化を進め、畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産の効

率化・低コスト化・耕畜連携の橋渡しを行うことが重要となっています。

飼料生産の組織化を推進するため、農林水産省では国産粗飼料増産対策事業等を実施しており、九州では、150組織（25年度）の飼料生産組織が育成されています（図3-30）。

図3-30 飼料生産組織数の推移(九州)

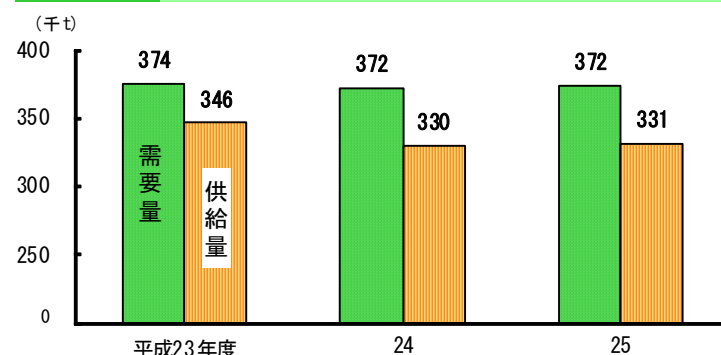


資料：九州農政局調べ

（国産稲わら等の利用促進）

稲作地帯である九州北部では畜産農家による国産稲わらの確保が進んでおり、その自給率は高いものの、畜産主産地である九州南部では地域内での確保が難しく、相対的に自給率が低くなっています。このため、九州北部から南部へ国産稲わら

図3-31 国産稲わら利用の推移(九州)



資料：九州農政局調べ

するなどの広域流通の取組が一部行われていますが、需要を全て満たすまでには至っていません（九州の国産稲わら不足量約4万1千t）（図3-31）。国産稲わらの自給率向上のためには、ほ場へのすき込み等から飼料利用に仕向ける（現在、畜産利用は推定稲わら総量の約3割）方策とともに、九州北部から南部への供給体制を整備することが必要となっています。

（飼料増産運動の推進）

飼料自給率の向上を図るため、九州農政局では「九州地域飼料増産行動会議」を設置し、毎年、管内の自給飼料関係者等を参集した意見交換を行っています。

この他、飼料増産・耕畜連携による飼料自給率向上のための「九州地域飼料増産に関する研修会」（27年3月、熊本県熊本市）等を開催しました。



九州地域飼料増産に関する研修会
（27年3月）

イ 水稲の飼料としての利活用

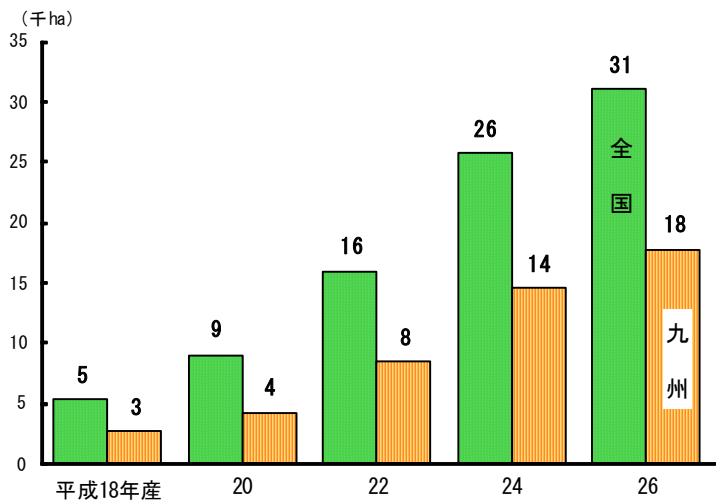
（稲発酵粗飼料）

水田を活用したWCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）については、食用品種よりはるかに収量が多く、九州の気候等に適した「タチアオバ」や「ミナミユタカ」等の専用品種が栽培されています。さらに、省力・低コスト化が可能な直播栽培や堆肥を使った多収栽培技術、湿田でも収穫可能な専用収穫機、泌乳牛や肉用肥育牛への多給技術等が研究・開発されています。

こうした生産・給与技術が生産現場へ普及したことや、各種支援措置の実施により、九州におけるWCS用稲の作付面積は大幅に増加しています（図3-32）。

WCS用稲の利用を更に進めるためには、生産サイドと需要サイドのマッチング、品質向上、生産コストの低減等を図る必要があります。九州農政局では、前述の「九州地域飼料増産行動会議」による関係者の意見交換や、研修会による優良事例の普及を行っています。

図3-32 WCS用稲の作付面積の推移(全国・九州)

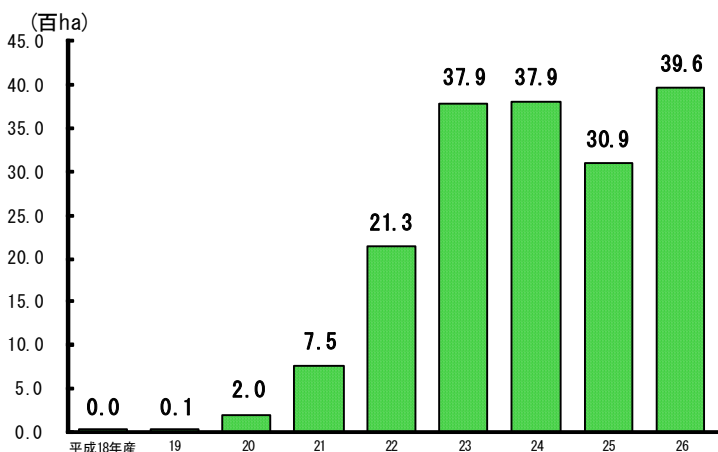


資料：九州農政局調べ

（飼料用米）

飼料用米の利用は、生産・給与に関する知見の不足や輸入とうもろこしの代替えとなる価格設定が必要であること等から、数年前までは一部地域に限られた取組でした。しかし、近年、飼料用に作付けされる多収品種の育成等、生産・給与技術の開発・普及が進むとともに、飼料

図3-33 飼料用米作付面積の推移(九州)



資料：九州農政局調べ

家と畜産農家が連携した飼料用米の生産・利用の取組が拡大したことから、26年産は約4千haまで飼料用米作付面積が増加しました。（図3-33）。

飼料用米については、今後、水田のフル活用による作付面積の拡大に向け、

秋に限定して出荷される飼料用米に対応した保管・流通体制の整備や、家畜の消化性を考慮した給与技術の検討が必要です。九州農政局においては、前述の「九州地域飼料増産行動会議」において、飼料用米についても普及促進を行っています。

ウ 食品残さの飼料化（エコフィード）の推進

近年、飼料自給率向上や循環型社会の構築の観点から、食品製造工場や食品小売業、外食産業等から排出される食品残さを飼料原料として活用する取組が進んでいます。

九州農政局では、食品残さを飼料化したエコフィードの生産・利用拡大を図るため、各県の食品産業協議会やJAグループ、行政機関等を構成員とする「九州地域エコフィード推進行動会議」を設置し、食品残さ排出の実態や利用状況等の情報の収集・提供や、更なるエコフィードの推進に向けた会議の開催等を実施しました。

また、食品残さ等の飼料利用拡大の取組、エコフィードの生産・利用に必要な機械の導入等に対して支援する体制を整えています。

（９）技術開発・普及の動向

（ロボット技術の農業現場への導入）

26年度補正予算により「農林水産業におけるロボット技術開発実証事業」を新たに実施します。

これは、

- ①技術開発ニーズ等に基づき、農林水産業・食品産業現場への適用に向けたロボット技術の研究・開発。
- ②ロボット技術を導入した技術体系の確立、安全性の確保等、実用化・量産化に向けてロボット技術の大規模導入・実証。

を実施するものです。

九州に関連が深いものとして、①の事業は2件の計画、②の事業は4件の計画が採択されており、今後、その成果が期待されます（表3-21、表3-22）。

表3-21 農林水産業におけるロボット技術開発実証事業のうち①に関わるもの（九州関連）

番号	研究計画名	代表研究機関
1	栄養生理機能マルチセンシングによる搾乳ロボットを用いた精密飼養管理システムの開発	国立研究開発法人農研機構 (畜産草地研究所 ^(注))
2	生産コスト削減・規模拡大を支える無人茶摘採機の開発	宮崎県総合農業試験場

資料：農林水産省

注：代表研究機関は、九州外であるが、共同研究機関が九州内にあり、九州との関連性が高い研究計画である。

表 3-22 農林水産業におけるロボット技術開発実証事業のうち②に関わるもの（九州関連）

番号	導入するロボット技術	事業実施主体名
1	ロボットトラクター	長崎県スマート農業実証協議会 ロボットトラクターコンソーシアム
2	豚モモ肉自動脱骨ロボット、吊り方式前処理装置	食肉生産技術研究組合
3	アシストスーツ	長崎県スマート農業実証協議会 アシストスーツコンソーシアム
4	施設園芸の環境制御システム	熊本県施設園芸環境高度化協議会

資料：農林水産省

（技術の普及に向けて）

農業関係の研究機関による農業技術に関する近年の研究成果のうち、早急に現場への普及を推進する必要がある重要なものを毎年、「農業新技術200X」として選定し、幅広く普及を図っています。本年度も、導入が期待される品種・技術を「最新農業技術・品種2015[※]」として取りまとめ、現場の農業生産における経営改善等に活用することとしています。

このうち、九州地域に関連が深いものとして、次の7技術（全国29技術）が選定されており、今後の普及拡大が期待されます。（表 3-23）

表 3-23 「最新農業技術・品種2015」品種・技術一覧（九州関連）

番号	試験研究計画書名	主な開発機関
1	かんしょ新品種「こなみずき」でん粉の食品加工使用技術	鹿児島県農業開発総合センター 農産物加工研究指導センター
2	わい性サヤインゲンのジベレリン2回処理による節間伸長促進および増収技術	沖縄県農業研究センター
3	大果で食味がよい施設栽培向きビワ新品種「はるたより」	長崎県農林技術開発センター
4	施設果樹におけるヒートポンプの冷房・除湿機能の活用効果	長崎県農林技術開発センター 佐賀県果樹試験場 宮崎県総合農業試験場 鹿児島県農業開発総合センター
5	蒸し製煎茶ライン（120Kライン）へ連結可能な新熱源殺青装置による新茶種生産 ^{（注）}	鹿児島県農業開発総合センター
6	初夏に新そばを供給する「春のいぶき」と春まき栽培法	国立研究開発法人農研機構 （九州沖縄農業研究センター）
7	P糖タンパク質増強による受胎率の高い牛凍結体外受精胚生産技術 ^{（注）}	国立研究開発法人農研機構 （九州沖縄農業研究センター）

資料：農林水産省農林水産技術会議「最新農業技術・品種2015」

注：殺青とは、摘み取ったばかりの茶葉を高温の釜で炒り、熱を加え酸化・発酵を押さえる工程をいう。

P糖タンパク質とは、細胞膜に存在する生体異物排出ポンプ、代謝機能や生体防御機能を持つ。

※ 農林水産省農林水産技術会議ホームページ

→http://www.s.affrc.go.jp/docs/new_technology_cultivar/new_technology_cultivar.html

6 環境保全型農業への取組

(1) 環境保全型農業直接支払の実施

農林水産省では、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動の導入を促進するため、日本型直接支払制度の一つとして、農業者に対して「環境保全型農業直接支払交付金」を交付しています。

平成26年度の九州における本事業の取組状況（見込み）は、146市町村で取組件数2,522件、取組面積5,668haとなっています（表3-24）。なお、支援対象の取組別には、カバークロップ※の作付31%、有機農業の取組30%、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用19%、地域特認取組19%となっています。

表3-24 平成26年度環境保全型農業直接支払交付金の取組状況（見込み）

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計
件数(件)	287	96	718	723	191	218	289	2,522
面積(ha)	731	349	1,573	1,457	426	362	770	5,668

資料：農林水産省調べ(平成27年3月5日公表資料)

また、環境保全型農業を推進しその技術の普及・定着を図るため、毎年、個人又は団体の優良事例を表彰する「環境保全型農業推進コンクール」が実施されています。26年度は、環境保全型農業の分野で(有)寺本果実園（熊本県熊本市）が農林水産省生産局長賞を受賞しました（表3-25）。

表3-25 平成26年度環境保全型農業推進コンクール表彰者一覧(九州)

農林水産省生産局長賞	熊本県熊本市 有限会社 寺本果実園
九州農政局長賞	福岡県福津市 友松 修一 氏 佐賀県唐津市 ささき農園 大分県佐伯市 農事組合法人 王冠

資料：農林水産省

【「有限会社寺本果実園」の取組（熊本県熊本市）】

(有)寺本果実園は、「環境に配慮した農法、持続可能なみかんづくり」を理念に掲げ、減化学合成農薬、減化学肥料栽培技術を独自に開発し、平成20年にエコファーマーの認定、21年には「熊本県特別栽培農産物（有作くん）」の認証を取得し、収穫した果実に対する信頼を高めています。

さらに、耕作放棄地の再生による経営規模の拡大とともに、石垣による段々畑の景観維持も同時に行っています。また、40年前から障がい者の雇用を行うなど農と福祉の連携にもいち早く取り組んでいます。

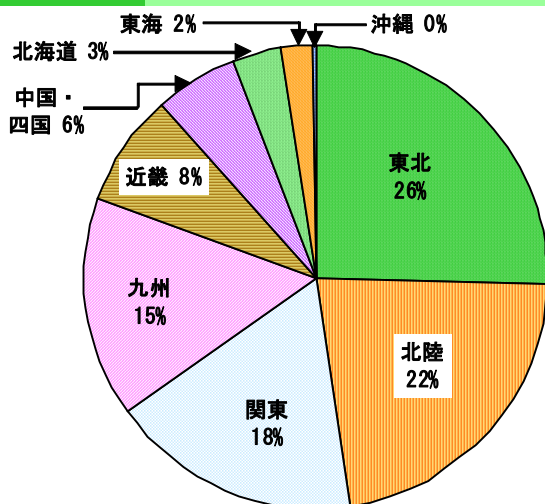
※ 主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥等を作付けする取組。

(2) エコファーマー認定取得の状況

「持続農業法^{※1}」に基づき、土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用低減のための技術を一体的に導入する計画を定め、都道府県知事から認定を受けた「エコファーマー」の支援を行っています。

管内のエコファーマー認定件数は、2万8,629件で、全国の約15%を占めており、熊本県が1万564件(全国4位)、長崎県が5,105件(同13位)、鹿児島県が4,922件(同14位)、佐賀県が4,682件(同15位)となっています(図3-34、表3-26)。環境保全型農業直接支援対策の推進等により新規認定件数は増加したものの、認定件数の累計では、高齢化による離農等に加え、価格優位性がそれほどないなどの理由から再申請しないエコファーマーもあり、減少していると考えられます。

図3-34 ブロック別エコファーマーの認定件数割合(26年3月末現在)



資料：農林水産省調べ。

注：本データは、26年3月31日現在と25年3月31日現在で、各県がエコファーマーとして認定したものを取りまとめたものです。

表3-26 エコファーマーの認定件数(全国及び九州)

単位：件、%			
	平成26年 3月末時点	平成25年 3月末時点	対前 期比
全 国	186,451	201,760	92.4
九 州	28,629	29,935	95.6
福岡県	1,141	1,684	67.8
佐賀県	4,682	4,922	95.1
長崎県	5,105	6,146	83.1
熊本県	10,564	10,348	102.1
大分県	449	478	93.9
宮崎県	1,766	1,696	104.1
鹿児島県	4,922	4,661	105.6

(3) 有機農業の推進

「有機農業推進法」^{※2}及び同法に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即して、管内各県において有機農業が推進されています。

有機農業のうち、JAS法^{※3}に基づき定められた生産方法の基準を満たすものについては、認定を受けた事業者が農産物にJASマークを付し、「有機」と表示することができます。

※1 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)

※2 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)

※3 農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律175号、平成27年4月1日改正)

九州では、26年4月1日現在、1,724haが有機JASほ場^{※1}として認定されています。また、有機JAS認定を受けた事業者^{※2}のうち、有機農産物の生産行程管理を行う者は、26年3月末現在、453人が認定されています。

ア 九州における県有機農業推進計画の策定状況

有機農業推進法に基づき県が定める有機農業推進計画については、九州全県が策定しています。この計画に基づき各県は有機農業者等の支援や有機農業に関する知識の普及等に関する施策を行っています。

イ 九州における有機農業地区推進事業等の実施状況

九州農政局では、地域における有機農業を推進するため、「有機農業地区推進事業」や「有機農業供給力拡大地区推進事業」により生産技術力（安定供給力）、販売企画力（産地販売力）、人材育成力（有機農業者育成力）をそれぞれ強化する取組を支援しています。26年度は、管内5地区で本事業が実施されました（表3-27）。

表3-27 有機農業地区推進事業等の実施状況(九州)

県名	事業実施主体名	関係市町村	対象作物	主な取組の概要
福岡県	赤村有機農業推進協議会 (有機農業供給力拡大地区推進事業)	あかむら 赤村	水稲、野菜	1 生産技術力（安定供給力）の強化の取組 有機農業の技術を確立する取組、有機農業の供給力の拡大に伴う種苗の確保のための取組等。
長崎県	南島原市有機農業推進協議会 (有機農業供給力拡大地区推進事業)	みなみしまばらし 南島原市	水稲、野菜、果樹、麦・大豆	2 販売企画力（産地販売力）の強化の取組
長崎県	雲仙市有機農業推進ネットワーク (有機農業地区推進事業)	うんぜんし 雲仙市	水稲、野菜	取引先の新規開拓等による安定的取引関係の構築、ブランド化等による商品の付加価値づくり、有機農業の取組に関する普及啓発活動等。
大分県	おおいた有機農業推進協議会 (有機農業地区推進事業)	大分県	水稲、野菜	3 人材育成力（有機農業者育成力）の強化の取組
宮崎県	綾町有機農業推進会議 (有機農業供給力拡大地区推進事業)	あやちよう 綾町	水稲、野菜	有機JAS認証制度に関する研修、有機農業への参入希望者に対する指導助言等。

資料：農林水産省

※1 堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）、原則として化学的肥料及び農薬を使用しないほ場で、農林水産大臣が登録した登録認定機関から認定を受けたほ場。

※2 生産行程管理を行う者以外に、小分け業者、輸入業者が認定されている。なお、生産行程管理者には、生産者以外に製造（加工）業者が含まれる。